

# 川越市障害者支援計画（素案）

第六次 川越市障害者計画・第六期 川越市障害福祉計画  
第二期 川越市障害児福祉計画

令和3年3月  
川 越 市



**市長挨拶文掲載予定**



# 目次修正予定

第1章 計画策定にあたって.....

第2章 障害のある人をめぐる状況.....

第3章 重点施策.....

第4章 施策の展開.....

- 基本目標 1 地域共生社会の実現
  - 主要課題 1 差別の解消
  - 主要課題 2 権利擁護の推進・虐待の防止
  - 主要課題 3 主体的活動・意思決定への支援
  - 主要課題 4 相互理解と交流の促進
- 基本目標 2 保健・医療サービスの充実
  - 主要課題 1 保健サービスの充実
  - 主要課題 2 障害者医療等の充実
- 基本目標 3 早期療育及び学習機会の充実
  - 主要課題 1 早期療育の充実
  - 主要課題 2 学校教育の充実
  - 主要課題 3 社会教育の充実
- 基本目標 4 雇用・就労の促進
  - 主要課題 1 雇用・就労環境の充実
  - 主要課題 2 就労施設での就労の充実
- 基本目標 5 社会参加の拡充
  - 主要課題 1 文化活動・余暇活動の充実
  - 主要課題 2 情報アクセシビリティの向上
  - 主要課題 3 外出や移動の支援
- 基本目標 6 住みよい福祉のまちづくり
  - 主要課題 1 生活環境の整備
  - 主要課題 2 防犯対策の推進
  - 主要課題 3 防災対策の推進
  - 主要課題 4 相互援助活動の促進
- 基本目標 7 福祉サービスの充実
  - 主要課題 1 地域生活支援の充実
  - 主要課題 2 日中活動の場の充実

- 主要課題3 住まいの場の充実
- 主要課題4 相談支援体制の充実
- 主要課題5 コミュニケーション環境の充実
- 主要課題6 サービスの質の維持・向上

第5章 障害福祉サービス等の見込量.....

第6章 計画の推進.....

資料編

## 第1節 計画の概要

### 1 計画策定の背景と趣旨

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で、共に暮らしていく社会づくりをめざし、わが国では、これまでさまざまな障害者施策を推進してきました。そして、近年、社会を取り巻く状況は大きく変わり、国の法制度も著しく変化をし、障害のある人を取り巻く状況も大きく変わりつつあります。

国では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める「障害者権利条約」について、平成26年1月20日に、批准書を国際連合に寄託し、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。

また、障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

平成30年3月には、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会の実現を目指す「第4次障害者基本計画」を策定しています。

川越市では平成30年3月に「川越市障害者支援計画（第五次川越市障害者計画・第五期川越市障害福祉計画、第一期川越市障害児福祉計画）」を作成し、障害者施策を推進してきました。この度、現計画の計画期間が満了を迎えるため、新たな「川越市障害者支援計画（第六次川越市障害者計画・第六期川越市障害福祉計画）」と第二期川越市障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

なお、本計画は、国・県等の動向や各種制度、また、障害のある人を取り巻く社会情勢の変化等に的確に対応するとともに、本市の実情を踏まえながら、障害者施策の一層の推進を図るため策定しました。

## 【近年の障害者施策をめぐる動向】

### (1) 障害者基本計画（第4次）の策定

国では、平成30年3月、「障害者基本計画（第3次）」の期間の満了を迎え、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会の実現を目指す「第4次障害者基本計画」（平成30年度～令和5年度）を策定しました。

第4次計画については、障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）において審議が行われ、平成30年2月に取りまとめられた意見に即して、基本計画案が作成されました。計画の基本的方向として、①社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進、②障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保、③障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進、④着実かつ効果的な実施のための成果目標の充実などが示されています。

### (2) 障害者権利条約への批准

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

この条約の主な内容としては、(1) 一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）、(2) 一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づきいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）、(3) 障害者の権利実現のための措置（身体の自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）、(4) 条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）、となっています。

### (3) 障害者差別解消法の施行

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行されました。



#### (4) 障害者雇用促進法の改正

平成 28 年 4 月から、雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止や障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められました。また、平成 30 年 4 月からは、精神障害者も障害者雇用義務の対象になりました。

令和 2 年 4 月から、①障害者の活躍の場の拡大に関する措置、②国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置が定められました。

#### (5) 障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉法、介護保険法の改正

平成 28 年 6 月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部、平成 29 年 6 月に社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法の一部が改正され、平成 30 年 4 月から施行されました。

平成 28 年 6 月の障害者総合支援法の改正では、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活・就労・相談の一層の充実を図ること等が定められました。また、児童福祉法の改正では、専門機関等が有機的な連携を図り、多様化する障害児支援のニーズにきめ細かく対応することとしており、提供体制の構築について障害児福祉計画を策定することが定められました。

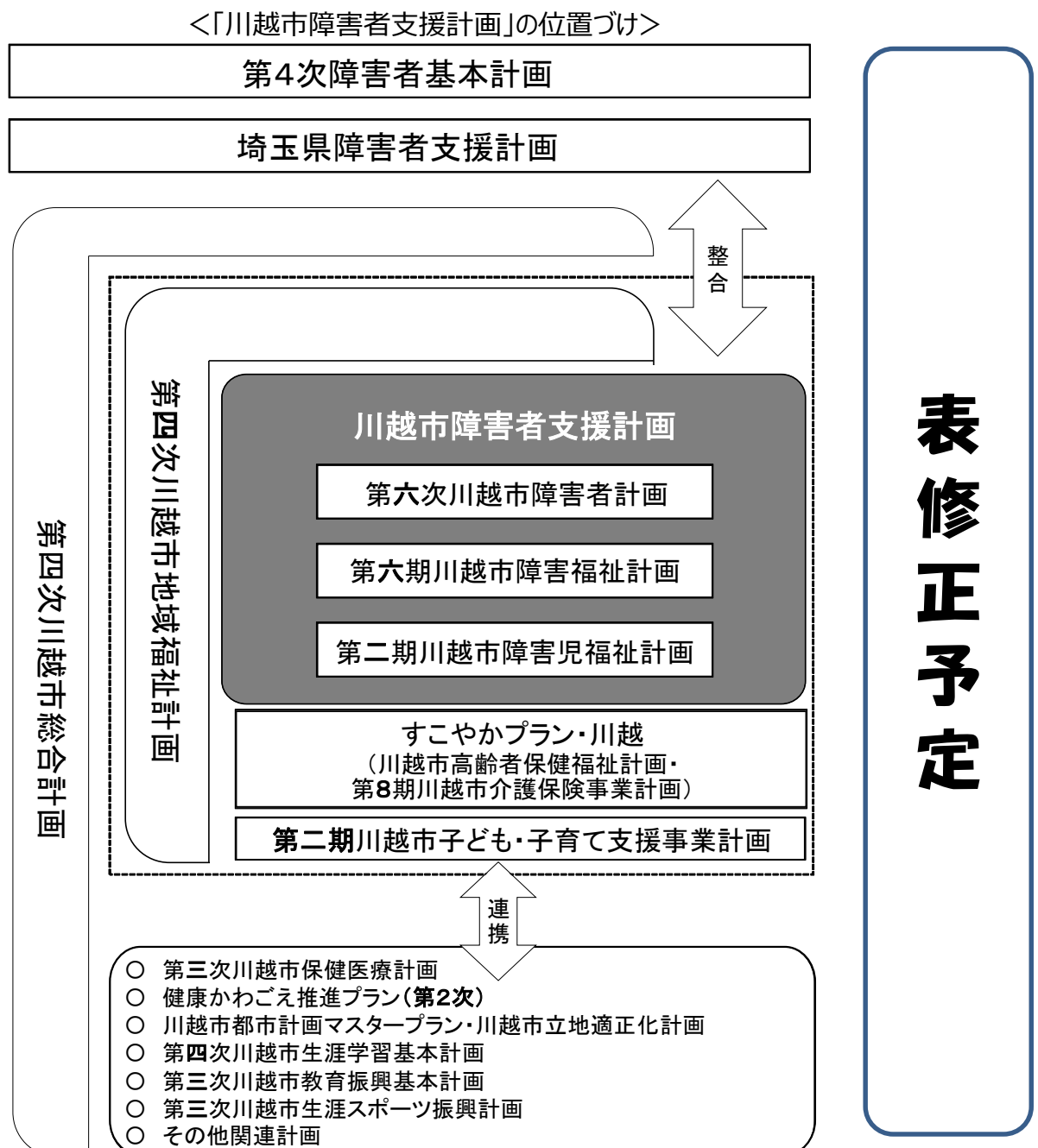
平成 29 年 6 月の改正では、地域共生社会の実現に向けた取組として、福祉分野（高齢者・障害者・児童その他の福祉）の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化が定められ、また、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉制度に新たに「共生型サービス」が位置付けられました。

#### (6) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正

令和 2 年 3 月に社会福祉法等の一部改正が閣議決定され、令和 3 年 4 月 1 日から一部を除き施行されます。地域共生社会の実現を図るため、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備できるよう、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等に向けた対策が盛り込まれています。特に、地域においては、包括的相談体制の強化、アウトリーチによる引きこもり対応強化、住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援などによる、「重層的支援体制の整備」に取り組むことが期待されています。

## 2 計画の性格と位置付け

- ・この計画は、「障害者計画」と「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体的に定めたものであり、市における障害者（児）施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。
- ・この計画は、国の「障害者基本計画」及び県の「障害者支援計画」の内容を踏まえて策定されています。
- ・この計画は、「第四次川越市総合計画」をはじめ、福祉分野の共通事項を記載する「地域福祉計画」など、市の他の関連計画との整合性を図りながら策定されています。
- ・この計画は、アンケート調査結果やパブリックコメント、川越市障害者施策審議会などによる市民意見を反映して策定されています。



### 3 計画の期間

この計画の計画期間は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体的に策定することから、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

また、国の障害者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
国	障害者基本計画													
	第三次(H25～H29年度)			第四次(H30～R4年度)					第五次(仮)(R5～R9年度)					
県	埼玉県障害者支援計画													
	第四期(H27～H29年度)			第五期(H30～R2年度)				第六期(仮)(R3～R5年度)						
市	第三次	第四次川越市総合計画(H28～R7年度)												
	第二次 第三次	第三次川越市地域福祉計画(H28～R2年度) 第四次川越市地域福祉活動計画(H28～R2年度)					第四次川越市地域福祉計画(仮)(R3～R8年度) 第五次川越市地域福祉活動計画(仮)(R3～R8年度)							
	<b>川越市障害者支援計画</b>													
		(H27年度～H29年度)		【現行】(H30年度～R2年度)				(R3年度～R5年度)						
		第四次障害者計画		第五次障害者計画				第六次障害者計画						
		第四期障害福祉計画		第五期障害福祉計画				第六期障害福祉計画						
				第一期障害児福祉計画				第二期障害児福祉計画						
		川越市高齢者保健福祉計画・第6期川越市介護保険事業計画(H27～H29年度)			川越市高齢者保健福祉計画・第7期川越市介護保険事業計画(H30～R2年度)				川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画(仮)(R3～R5年度)					
		川越市子ども・子育て支援事業計画(H27～R1年度)					第2期川越市子ども・子育て支援事業計画(R2～R6年度)							

## 第2節 計画の基本的な考え方

### 第2節-1 基本理念 修正可能性あり

#### 1 基本理念

障害があってもなくても、また、どのように障害が重くとも、一人ひとりが自分らしく生きていくことができる。誰もが主体性、自立性を持って積極的に社会に参加し、誇りを持って暮らしていくことができる。そして、自分らしく生きていくために必要な支援を、地域全体の理解・協力のもとで受けることができる…

#### 『自分らしく、よりよく生きる…自立と共生のまちをめざして』

川越市は、「自立と共生」をキーワードに、すべての人が生き生きと安心して暮らせる川越らしいまちづくりを推進していきます。

市では、これまで、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、すべての人が、等しく基本的人権を享有する個人として尊重される「自分らしく、よりよく生きる…自立と共生のまちをめざして」を基本理念に掲げ、さまざまな障害者施策の充実に取り組んできました。

本計画においてもこの基本理念を継承し、上位計画である川越市地域福祉計画の基本理念「笑顔で迎え 出会いが つながり 絆が深まるまち 川越」を踏まえた上で、ノーマライゼーションの理念の根付いたインクルーシブな地域社会の構築をめざします。

## 2 基本的視点

計画の基本理念を実現するため、次のような基本的な視点に立ったまちづくりを進め、各種施策の充実を図ります。

### 視点1 だれもが安全・安心に暮らせるまち

障害は障害のある人ではなく社会が作り出しているという「社会モデル」の考え方に照らして、障害のある人への合理的配慮や、施設やサービスの利用のバリアをなくしていくことを進め、まちのあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上に努めます。

また、障害のある人が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。

さらに、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

### 視点2 自立を尊重し、総合的な支援が受けられるまち

障害のある人の尊厳や自律、自立を目指す障害者権利条約及び本市のこれまでの基本的視点を踏まえ、障害のある人の各ライフステージに応じた、総合的かつ分野横断的な切れ目のない支援を行います。

生まれてから、保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、そして大人と、ライフステージが移動しても、切れ目のない支援を引き継げるような体制が構築できるよう努めます。また、住まいや相談、日中活動の場等の一体的な支援で、障害のある人が地域で安心して暮らせ、必要な支援をいつでも受けられるよう、体制を整えます。

また、障害のある人が適性に応じて働けるように、多様な就労機会の拡充に努めます。

さらに、「共生型サービス」に対応するための取組を推進します。

### **視点3 一人ひとりに配慮した支援が受けられるまち**

身体障害や知的障害、精神障害のほか、難病や発達障害、高次脳機能障害等、様々な障害の特性や障害の状態、生活実態等を配慮し、個別的なきめ細やかな支援を行います。

また、障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行うとともに、市窓口等における障害のある人への配慮を徹底し、行政情報の提供等に当たっては、I C T等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努めます。

### 3 基本目標

基本理念に基づき、次の7つの基本目標を定め、施策を推進します。

- 基本目標 1 地域共生社会の実現**
- 基本目標 2 保健・医療サービスの充実**
- 基本目標 3 早期療育及び学習機会の充実**
- 基本目標 4 雇用・就労の促進**
- 基本目標 5 社会参加の拡充**
- 基本目標 6 住みよい福祉のまちづくり**
- 基本目標 7 福祉サービスの充実**

#### 基本目標 1 地域共生社会の実現

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、福祉分野の計画との連携及び社会福祉協議会や障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や市民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指します。

また、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待を防止するとともに、障害のある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害のある人の権利擁護のための取組を推進します。

#### 基本目標 2 保健・医療サービスの充実

疾病の予防や早期発見、早期治療の健康づくりは、障害の軽減及び自立の促進等、地域で安心して暮らしていくうえでとても重要なことであり、特に乳幼児期の発達の遅れを早期に発見し、適切な治療や療育を行うことで生活能力の向上を図ります。

住み慣れた地域で安心・安全な生活を送るためには、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じた障害原因の予防や早期発見と早期対応体制の充実が必要です。また、一人ひとりの生活状況を踏まえた適切なリハビリテーションの機会を提供していくことが重要です。

保健・福祉・医療等の連携により、適切な保健医療サービスが受けられるような体制の整備を図り、障害のある人が安心して生活していけるように努めます。

### **基本目標 3 早期療育及び学習機会の充実**

一人ひとりの障害の状況に応じ、家庭や専門機関などとの連携を図りながら、適切な環境の中で保育が受けられるよう、より一層の早期療育を推進します。そのために、保育所や幼稚園等関係機関との連携を密にし、相談指導体制の充実を図るとともに、障害児の受け入れ体制の整備や学習の機会の確保に努めます。

また、学校卒業後も引き続き、さまざまなことを学ぶ機会を充実させることは、障害のある人の生活の充実にもつながります。地域において気軽に生涯学習に親しむことができる環境の整備、機会の拡充を進めるとともに、活動をサポートする人材の養成等に取り組むため、関係機関と連携して事業を推進します。

### **基本目標 4 雇用・就労の促進**

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるため、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する方に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な方に対しては福祉的就労に繋がるよう、総合的な支援を推進します。

障害のある人の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であるため、受け入れる職場の環境整備や障害のある人の雇用に関する制度の普及・啓発を図ります。

また、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせにより、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害のある人の経済的自立を支援します。

### **基本目標 5 社会参加の拡充**

障害のある人がスポーツや文化活動を含めた様々な社会活動に参加することは、人生を豊かで潤いのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見いだすなど、生活の質を高めることにつながります。

スポーツ・レクリエーション、文化活動は、生きがいのある充実した生活を送るうえで重要であり、障害のある人の社会参加の促進や地域の人々との交流の場づくりに努めていきます。

また、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。あわせて、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。



## **基本目標 6 住みよい福祉のまちづくり**

誰もが地域で自立した生活を送り、積極的に社会参加していくためには、道路、建物、公共交通機関等をバリアフリーの視点から改善していく必要があります。居住する全員が不便を感じることなく外出や活動を行ない、障害のある人が社会の一員としての生活を可能にする環境の整備を推進します。

また、災害などの緊急時にも支援体制が整っている、安心して生活のできるまちをめざし、各施策・事業を推進します。

さらに、障害のある人の地域での暮らしを支えるために、緊急時の受け入れ体制等を始めとする地域生活支援拠点の整備を進めます。

## **基本目標 7 福祉サービスの充実**

障害のある人が住みなれた地域で生活していく権利を守るには、一人ひとりの多様なニーズに応えられるサービスの量的・質的な充実が欠かせません。

障害のある人の基本的人権を守り、自立と社会参加を進め、生活の安定を図るための基盤として、行政・事業者・市民による多様な福祉サービスを必要な時に利用できるよう、障害福祉サービスの充実に努めるとともに、必要な情報提供のための相談支援体制の更なる充実を推進します。

## 4 施策の体系



**第2章-1**  
**数值等修正予定**

## 2 アンケート調査結果の概要

計画策定にあたり、障害のある人の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「川越市障害者福祉に関するアンケート調査」を実施しました。その主な結果は、以下のとおりです。

### (1) 調査実施概要

#### ①調査対象

調査名称	対象者
1. 身体障害者調査	身体障害者手帳所持者から 1,536 人を無作為抽出
2. 知的障害者調査	療育手帳所持者から 545 人を無作為抽出
3. 精神障害者調査	精神障害者保健福祉手帳所持者から 562 人を無作為抽出
4. 難病患者調査	難病患者見舞金受給者から 407 人を無作為抽出
5. 施設入所者調査	施設入所者全員 136 人
6. 特別支援学校高等部3年生調査	特別支援学校高等部3年生全員 53 人
7. グループホーム入居者調査	グループホーム入居者全員 85 人
8. 高次脳機能障害者調査	精神障害者保健福祉手帳所持者から該当者 21 人を抽出
9. 発達障害者調査	精神障害者保健福祉手帳所持者から該当者 166 人を抽出

#### ②調査時期

令和元年 9月～10月

#### ③調査方法

郵送配布・郵送回収（施設、学校、グループホームは直接回収含む）

#### ④回収状況

調査区分	対象者数	回収数	回収率	有効回収数※	有効回収率
1. 身体障害者調査	1,536	796	51.8%	790	51.4%
2. 知的障害者調査	545	242	44.4%	239	43.9%
3. 精神障害者調査	562	236	42.0%	236	42.0%
4. 難病患者調査	407	183	45.0%	182	44.7%
5. 施設入所者調査	136	126	92.6%	122	89.7%
6. 特別支援学校高等部3年生調査	53	29	54.7%	25	47.2%
7. グループホーム入居者調査	85	84	98.8%	84	98.8%
8. 高次脳機能障害者調査	21	7	33.3%	7	33.3%
9. 発達障害者調査	166	67	40.4%	67	40.4%
合計	3,511	1,770	50.4%	1,752	49.9%

※有効回収数とは、回収された調査票のうち、ひとつでも回答のあった調査票の数をいう。

## ⑤調査項目

- ・ 基本的な属性
- ・ 障害の状況
- ・ 介助・援助の状況
- ・ 健康状態や医療
- ・ 外出や余暇の過ごし方
- ・ 日中の過ごし方
- ・ 幼稚園・保育園・学校のことなど
- ・ 雇用・就労
- ・ 将来の希望等
- ・ 相談・情報入手
- ・ 福祉サービス
- ・ 災害対策
- ・ 差別・疎外感
- ・ 成年後見制度
- ・ 行政への要望等
- ・ 施設への入所 ※施設入所者調査のみ
- ・ 施設での生活 ※施設入所者調査のみ
- ・ 学校卒業後 ※特別支援学校高等部3年生調査のみ

## (2) アンケート調査結果の概要

### 1. 障害の状況（介助・援助の状況含む）

#### 《現在の生活で困っていることや悩んでいること》

○「外出がしにくい」が全ての種別で上位を占めており、また、「公共の乗り物の利用が難しい」についても、身体障害者と知的障害者で2位、難病患者で4位となっています。

○知的障害者と発達障害者は「周りの人の理解が少ない」が1位、精神障害者と難病患者は、「生活費が足りない」、「医療費が多くかかる」など経済的な項目が多くなっています。

上位5位(%)	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害者 n=790	外出がしにくい 27.6	公共の乗り物の利用が難しい 21.9	生活費が足りない 14.7	住んでいる家で使いにくいところがある 11.4	医療費が多くかかる 9.7
知的障害者 n=239	周りの人の理解が少ない 21.8	公共の乗り物の利用が難しい／ 休日の過ごし方 18.4		外出がしにくい 15.5	気軽に相談するところがない 14.6
精神障害者 n=236	生活費が足りない 28.4	外出がしにくい 28.0	周りの人の理解が少ない 26.3	気軽に相談するところがない 22.0	公共の乗り物の利用が難しい 20.8
難病患者 n=182	医療費が多くかかる 28.6	外出がしにくい 24.7	生活費が足りない 19.2	公共の乗り物の利用が難しい／ 診療してくれる医療機関が少ない 15.4	
発達障害者 n=67	生活費が足りない／周りの人の理解が少ない 37.3		働く場がない 32.8	医療費が多くかかる 28.4	外出がしにくい 25.4

#### 《介助・援助を受けている相手》

○比較的若い世代が多い知的障害者、特別支援学校高等部3年生、発達障害者では「親」が1位となっていますが、40代から60代までの回答者が64.8%を占めている精神障害者でも「親」は3割を超えて2位となっており、介助をしている高齢の親の存在がうかがえます。

上位5位(%)	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害者 n=790	特に介助・援助は受けていない 35.1	配偶者 27.2	子ども 10.5	親 5.8	福祉サービス事業所の職員 4.7
知的障害者 n=239	親 63.6	特に介助・援助は受けていない 15.5	福祉サービス事業所の職員 5.9	兄弟姉妹 5.4	ホームヘルパー 2.5
精神障害者 n=236	特に介助・援助は受けていない 31.8	親 30.9	配偶者 7.6	兄弟姉妹 7.2	ホームヘルパー 4.7
難病患者 n=182	特に介助・援助は受けていない 50.5	配偶者 22.0	親 8.8	福祉サービス事業所の職員 4.4	子ども 3.8
特別支援学校高等部3年生 n=25	親 56.0	特に介助・援助は受けていない 28.0	祖父、祖母 8.0		
高次脳機能障害者 n=790	配偶者／ ホームヘルパー 28.6	特に介助・援助は受けていない／ 親 14.3			
発達障害者 n=67	親 49.3	特に介助・援助は受けていない 32.8	福祉サービス事業所の職員 9.0	配偶者／ 近所の人、知人・友人 3.0	

○介助・援助を受けている場面は、「外出をするとき」、「通院をするとき」、「簡単な買い物をするとき」など、移動を伴う場面についての回答が全ての障害の種別で多く、知的障害者、精神障害者、高次脳機能障害者、発達障害者では、「お金の管理をするとき」も上位の回答となっています。

## 2. 健康状態や医療

### 《健康管理や医療について困ったり不便に思うこと》

- 「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」が全ての種別で、回答の1位又は2位にあげられています。また、精神障害者、難病患者、発達障害者では「医療費の負担が大きい」が2割を超え、特に発達障害者は29.9%で、前回平成28年度調査での12.2%から2倍以上となっています。
- このほか、「気軽に往診を頼める医師がいない」（身体・発達）、「近所に診てくれる医師がいない」（精神・難病・発達）、グループホーム入所者では障害への配慮不足が比較的多くなっています。

上位5位+特にない(%)	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害者 n=790	専門的な治療を行っている医療機関が身近にない 12.8	気軽に往診を頼める医師がいない 9.2	医療費の負担が大きい 8.9	近所に診てくれる医師がいない 6.8	受診手続きや案内など、障害のある人への配慮が不十分 5.9
知的障害者 n=239	専門的な治療を行っている医療機関が身近にない 16.7	近所に診てくれる医師がいない 10.5	障害のために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない 9.2	気軽に往診を頼める医師がいない 8.4	医療スタッフ（医師、看護師等）の障害に対する理解が不十分 7.1
精神障害者 n=236	医療費の負担が大きい 22.9	専門的な治療を行っている医療機関が身近にない 16.1	近所に診てくれる医師がいない 10.2	定期的に健康診断を受けられない 6.4	通院の付き添い／気軽に往診を頼める医師／障害のある人への配慮が不十分 5.9
難病患者 n=182	医療費の負担が大きい 24.2	専門的な治療を行っている医療機関が身近にない 22.5	近所に診てくれる医師がいない 15.4	気軽に往診を頼める医師がいない 5.5	治療方針や薬の説明がなく主治医の考えだけで変えられてしまう 3.8
グループホーム入居者 n=84	専門的な治療を行っている医療機関が身近にない 14.3	受診手続きや案内など、障害のある人への配慮が不十分／医療費の負担が大きい 13.1	障害のために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない 11.9	相手が介助者と話してしまう 10.7	
発達障害者 n=67	専門的な治療を行っている医療機関が身近にない 31.3	医療費の負担が大きい 29.9	近所に診てくれる医師がいない 23.9	気軽に往診を頼める医師がいない 16.4	受診手続きや案内など、障害のある人への配慮が不十分 11.9

### 《医療的ケア》

- 「受けていない」、「無回答」を合わせた割合は全ての障害種別で80%台半ば以上となっています。
- 医療的ケアの実施者は、身体障害者、知的障害者、難病患者では「家族」が1位となっていることから、家族の負担が大きいものと推察されます。

### 3. 外出や余暇の過ごし方

#### 《外出の際に困っていること》

- 身体障害者と難病患者は「道路や建物・駅に段差が多い」、「歩道が整備されていない」、「障害者用トイレが少ない」、「障害者用の駐車スペースが少ない」などのハード面の問題が多く、知的障害者、精神障害者、発達障害者は「周囲の視線が気になる」、「困ったときに周囲の人の手助けや理解を得られない」などソフト面の問題が多くなっています。
- 障害者用のトイレや駐車スペースについては、障害のない人が使用していることにより障害のある人が必要な時に利用できないといった意見が見られます。

上位6位(%)	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
身体障害者 n=790	道路や建物・駅に 階段や段差が多い 29.2	歩道が整備されて いない 20.1	自動車や自転車が多 くて危険を感じる 19.7	障害者用の駐車ス ペースが少ない 18.9	家族に負担がかか る 17.6	バスや電車の乗り 降りが困難 15.8
知的障害者 n=239	困ったときに手助 けしてもらえない 16.7	周囲の視線が気になる／ 家族に負担がかかる 15.9		自動車や自転車が多 くて危険を感じる 15.5	道路や建物・駅に階段や段差が多い／ 歩道が整備されていない 13.0	
精神障害者 n=236	外出するとお金が かかる 35.6	周囲の視線が気にな る 27.1	家族に負担がかか る 23.3	自動車や自転車が多 くて危険を感じる 13.1	自分の意思を理解 してもらえない 11.0	困ったときに手助 けしてもらえない 10.2
難病患者 n=182	道路や建物・駅に 階段や段差が多い 26.9	歩道が整備されて いない 14.3	自動車や自転車が多 くて危険を感じる 13.7	障害者用トイレが少ない／ バスや電車の乗り降りが困難／ 外出するとお金がかかる 13.2		
発達障害者 n=67	外出するとお金が かかる 38.8	周囲の視線が気にな る 35.8	家族に負担がかか る 28.4	自分の意思を理解 してもらえない 23.9	自動車や自転車が多 くて危険を感じる 22.4	困ったときに手助 けしてもらえない 13.4

#### 《普段の生活の中でほしいと思う活動》

- 全ての種別で「旅行に出かける」が1位又は2位を占めているほか、「友人・知人と会って交流を深める」、「スポーツをする」、「地域の行事や活動に参加する」など、人との交流を伴ったり、目的としたりする活動への回答が多くなっています。
- また、知的障害者、精神障害者、難病患者、発達障害者では「教養・資格取得に関する学習をする」も多く、特に発達障害者では4割を超えています。

#### 《生涯学習活動や余暇活動をするために必要な条件》

- 希望する活動を行うための条件としては、「活動する場所が近くにあること」、「費用を心配しなくてよいこと」の2つが上位を占めています。
- 特に精神障害者の「費用を心配しなくてよいこと」は6割近くに達し、経済面での負担軽減に関する要望が他の種別よりも強いといえます。また、身体障害者、精神障害者、難病患者では、共通して4位に「一緒に行く仲間がいること」があげられており、人のつながりを重視していることが読み取れます。



## 4. 幼稚園・保育園・学校

### 《学校で勉強する場合に希望する学習形態》

○希望する学習形態について、「障害のある仲間のクラスで勉強しながら、障害のない仲間とも勉強したい」が5割を超え最も多いのは知的障害者、「障害のあるなしにかかわらず、一緒に勉強したい」が6割前後と最も多いのが難病患者と発達障害者、学習形態の希望が分散しているのが身体障害者と精神障害者となっています。

(%)	第1位	第2位	第3位
身体障害者 n=19	障害のあるなしにかかわらず、一緒に勉強したい 36.8	障害のある仲間のクラスで勉強しながら、障害のない仲間とも勉強したい 26.3	同じような障害のある仲間たちのクラスで勉強したい 21.1
知的障害者 n=38	障害のある仲間のクラスで勉強しながら、障害のない仲間とも勉強したい 55.3	同じような障害のある仲間たちのクラスで勉強したい 18.4	障害のあるなしにかかわらず、一緒に勉強したい 15.8
精神障害者 n=6	同じような障害のある仲間たちのクラスで勉強したい／障害のある仲間のクラスで勉強しながら、障害のない仲間とも勉強したい 33.3		障害のあるなしにかかわらず、一緒に勉強したい 16.7
難病患者 n=24	障害のあるなしにかかわらず、一緒に勉強したい 54.2	同じような障害のある仲間たちのクラスで勉強したい 20.8	障害のある仲間のクラスで勉強しながら、障害のない仲間とも勉強したい 4.2
発達障害者 n=6	障害のあるなしにかかわらず、一緒に勉強したい 66.7	障害のある仲間のクラスで勉強しながら、障害のない仲間とも勉強したい 33.3	

### 《通園、通学上の困りごと》

○「通うのが大変」、「校内・園内での支援が不十分」、知的障害者ではこのほかにも「学校の数が少ない」、「家族の同伴を求められる」も多くなっています。

### 《学校教育修了後の希望》

○全体として「就労したい」との回答は3割から6割台で多くなっています。また、難病患者ではそれ以上に、更に上の学校に進学したいとの希望が強くなっています。

○知的障害者では「職業訓練校に通いたい」との回答も3割を超えて多く、就労に向けた希望が多くなっています。

上位5位(%)	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害者 n=19	短大・大学・大学院に進学したい／就労したい 36.8		障害者のための通所サービスを利用したい 15.8	専門学校・専修学校・高等技術専門学校に進学したい 10.5	障害者施設に入所したい 5.3
知的障害者 n=38	就労したい 60.5	職業訓練校に通いたい 31.6	障害者のための通所サービスを利用したい 26.3	専門学校・専修学校・高等技術専門学校に進学したい 23.7	障害者施設に入所したい 13.2
精神障害者 n=6	短大・大学・大学院に進学したい／専門学校・専修学校・高等技術専門学校に進学したい 66.7		就労したい 33.3	職業訓練校に通いたい 16.7	
難病患者 n=24	短大・大学・大学院に進学したい 41.7	就労したい 33.3	障害者のための通所サービスを利用したい 29.2	障害者施設に入所したい 8.3	専門学校・専修学校・高等技術専門学校に進学したい／職業訓練校に通いたい 4.2

## 5. 雇用・就労

### 《就労状況・就労意向》

○収入を伴う仕事をしている人のうち、「会社員・公務員・団体職員」など正社員の割合が多いのは身体障害者と難病患者で、それぞれ40.9%、39.7%となっています。

○前回平成28年度調査結果と比較すると、「会社員・公務員・団体職員」の割合は、身体障害者、知的障害者、精神障害者で多くなっており、正社員化の進展がうかがえます。

(%)

	会社員・公務員・団体職員	臨時・パート・アルバイト・日雇い	自営業	自営業の手伝い	家庭内職	就労継続支援等での福祉的	その他	無回答
身体障害者(n=127)	40.9	29.9	16.5	0.8	0.8	4.7	5.5	0.8
知的障害者(n=67)	28.4	41.8	-	-	-	23.9	3.0	3.0
精神障害者(n=67)	16.4	47.8	-	-	1.5	22.4	9.0	3.0
難病患者者(n=58)	39.7	39.7	12.1	3.4	-	-	5.2	-

### 《仕事をする上で困ったり辛いこと》

○「収入が少ない」、「体調のコントロールが難しい」が多くあげられています。このほか、知的障害者では「コミュニケーションができない」、精神障害者では「職場の人間関係」なども多くなっています。

上位5位(%)	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害者 n=127	収入が少ない 36.2	体調のコントロールが難しい 19.7	仕事がつらい 17.3	通勤が大変 15.7	職場の人間関係 9.4
知的障害者 n=67	収入が少ない 38.8	コミュニケーションができない 28.4	職場の人間関係 26.9	仕事がつらい 13.4	体調のコントロールが難しい 11.9
精神障害者 n=67	収入が少ない 46.3	体調のコントロールが難しい 43.3	職場の人間関係 35.8	仕事がつらい 29.9	コミュニケーションができない 20.9
難病患者 n=58	体調のコントロールが難しい 43.1	収入が少ない 41.4	通勤が大変 20.7	仕事がつらい 13.8	職場の中の環境の未整備(トイレ、休憩室等) 10.3

### 《就業促進のために希望すること》

○「経営者の理解」、「従業員の理解」が共通して多く、このほか、知的障害者では「就労継続支援施設等の増設」、精神障害者では「就業あっせん窓口の充実」も多くなっています。

## 6. 将来について

### 《将来の生活に不安なこと》

○全ての種別で「病気になること」、「家族がいなくなること」が3位以内の上位を占め、知的障害者を除くと、「更に障害が重くなること」も多くなっています。

○知的障害者、精神障害者、発達障害者では「家族がいなくなること」の回答が7割を超えており、親亡き後への不安が特に高いといえます。

上位5位(%)	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害者 n=790	病気になること 44.3	更に障害が重くなること 40.4	家族がいなくなること 36.6	福祉制度等が現在よりも悪くなること 19.5	福祉サービスを利用する際の経済的負担が重くなること 17.5
知的障害者 n=239	家族がいなくなること 72.0	病気になること 39.3	福祉制度等が現在よりも悪くなること 18.4	福祉サービスを利用する際の経済的負担が重くなること 13.0	更に障害が重くなること 11.3
精神障害者 n=236	家族がいなくなること 70.3	病気になること 43.6	更に障害が重くなること 35.6	福祉制度等が現在よりも悪くなること 17.4	福祉サービスを利用する際の経済的負担が重くなること 14.0
難病患者 n=182	更に障害が重くなること 52.2	病気になること 39.0	家族がいなくなること 32.4	福祉制度等が現在よりも悪くなること 23.6	福祉サービスを利用する際の経済的負担が重くなること 12.6
高次脳機能障害者 n=7	家族がいなくなること／更に障害が重くなること 57.1		病気になること 42.9	福祉制度等が現在よりも悪くなること 28.6	福祉サービスを利用する際の経済的負担が重くなること 14.3
発達障害者 n=67	家族がいなくなること 70.1	病気になること／更に障害が重くなること 26.9		福祉制度等が現在よりも悪くなること 23.9	福祉サービスを利用する際の経済的負担が重くなること 20.9

## 7. 相談・情報入手

### 《相談先》

○相談先としては、全ての種別で「家族等の同居人」が6割から7割台で最も多くなっています。2位以下では「病院・医師・看護師等」、「友人・知人・近所の人」などの回答が多く、知的障害者では「施設や作業所の職員」が2位で、日常生活の過ごし方が反映された結果となっています。

上位5位(%)	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害者 n=790	家族等の同居人 65.1	病院・医師・看護師等 20.1	友人・知人・近所の人 17.3	親せき 11.4	市役所の担当窓口 6.3
知的障害者 n=239	家族等の同居人 66.9	施設や作業所の職員 21.8	職場や学校の人 13.4	相談支援事業所の相談員 12.1	病院・医師・看護師等／市の障害者相談支援センター 10.0
精神障害者 n=236	家族等の同居人 66.9	病院・医師・看護師等 47.9	友人・知人・近所の人 23.3	市の障害者相談支援センター 10.6	施設や作業所の職員 10.2
難病患者 n=182	家族等の同居人 69.2	病院・医師・看護師等 31.9	友人・知人・近所の人 29.7	親せき 8.2	相談支援事業所の相談員 4.4
高次脳機能障害者 n=7	家族等の同居人 57.1	親せき／施設や作業所の職員／病院・医師・看護師等			職場や学校の人／相談支援事業所の相談員／市役所の担当窓口／市の障害者相談支援センター／保健所／県の担当窓口（県リハビリテーションセンター等） 14.3
発達障害者 n=67	家族等の同居人 79.1	病院・医師・看護師等 58.2	友人・知人・近所の人 19.4	職場や学校の人／施設や作業所の職員	13.4

### 《相談したいができない理由》

○知的障害者、精神障害者、難病患者では、「どこ（誰）に相談していいかわからない」が5割前後で最も多くなっており、相談窓口に関する情報提供が更に必要であることがうかがえます。また、発達障害者では、「相談しても満足のいく回答がもらえない」と9人中8人が回答しており、相談対応について、点検・見直しの必要性が示されています。

### 《情報入手》

○福祉サービスに関する情報の入手経路としては、「市・県の広報」が中心となっています。また、知的障害者では「家族や知人の話」（37.7%）、精神障害者では「医療機関」（34.7%）も次いで多くなっています。

○困ることとして共通して上位にあるのは「どこに何を相談したらよいかかわからない」ですが、身体障害者でも視覚障害では「案内表示が分かりにくい」、聴覚障害では「難しい言葉や早口で話されると分かりにくい」が多く、知的障害者、精神障害者、発達障害者では「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」が多いなど様々となっており、障害の種類によりきめ細かな対応が必要であることが示唆されています。

## 8. 福祉サービス

### 《福祉サービスの利用意向》

○「今後利用したい」割合は現在の利用割合よりも全体的に伸びており、中でも「施設入所支援」（知的）、「共同生活援助（グループホーム）」（知的）、「基本相談支援」（知的・精神）は20ポイント前後の伸びとなっています。

### 《福祉の手続きをすることが難しいと感じる場面》

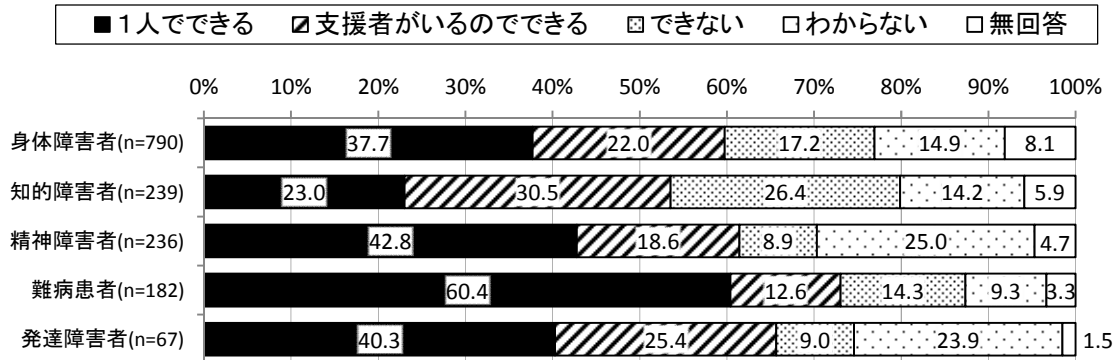
○全ての種別で「必要な手続きが多く手間がかかる」が突出して多く、手続きの簡素化を求める強い要望がうかがえます。

上位5位(%)	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害者 n=790	必要な手続きが多く、手間がかかる 41.4	制度が複雑でわかりにくい 31.1	自分で手続きをするのは難しい/ 自分の障害でどのサービスが使えるかわかりづらい 27.6		市役所本庁舎まで手続きに行くことが難しい 27.5
知的障害者 n=239	自分で手続きをするのは難しい 52.3	必要な手続きが多く、手間がかかる 45.2	制度が複雑でわかりにくい 31.8	自分の障害でどのサービスが使えるかわかりづらい 23.8	専門用語（福祉のことば）がわからない 15.5
精神障害者 n=236	必要な手続きが多く、手間がかかる 53.8	制度が複雑でわかりにくい 37.7	自分の障害でどのサービスが使えるかわかりづらい 30.9	市役所本庁舎まで手続きに行くことが難しい 30.1	自分で手続きをするのは難しい 27.5
難病患者 n=182	必要な手続きが多く、手間がかかる 60.4	制度が複雑でわかりにくい 43.4	自分の障害でどのサービスが使えるかわかりづらい 18.7	自分で手続きをするのは難しい 16.5	市役所本庁舎まで手続きに行くことが難しい 15.9
高次脳機能障害者 n=7	必要な手続きが多く、手間がかかる 100.0	自分で手続きをするのは難しい 57.1	制度が複雑でわかりにくい/ 市役所本庁舎まで手続きに行くことが難しい 42.9		自分の障害でどのサービスが使えるかわかりづらい/ 専門用語（福祉のことば）がわからない 14.3
発達障害者 n=67	制度が複雑でわかりにくい 67.2	必要な手続きが多く、手間がかかる 59.7	自分で手続きをするのは難しい 44.8	自分の障害でどのサービスが使えるかわかりづらい 32.8	市役所本庁舎まで手続きに行くことが難しい 19.4

## 9. 災害対策

### 《災害時の避難ができるか》

○障害の種類や等級等まで細かく分けると、「1人でできる」は内部障害（55.3%）、精神障害者2級（40.7%）及び3級（53.6%）、難病患者（60.4%）、発達障害者（40.3%）などが4割を超えて多くなっています。「支援者がいるのでできる」は知的障害者（療育手帳）A（41.8%）、精神障害者1級（42.9%）が4割を超えています。「できない」は平衡機能障害（54.5%）、知的障害者（療育手帳）A（45.9%）が4割を超えています。



### 《災害時に必要とする支援》

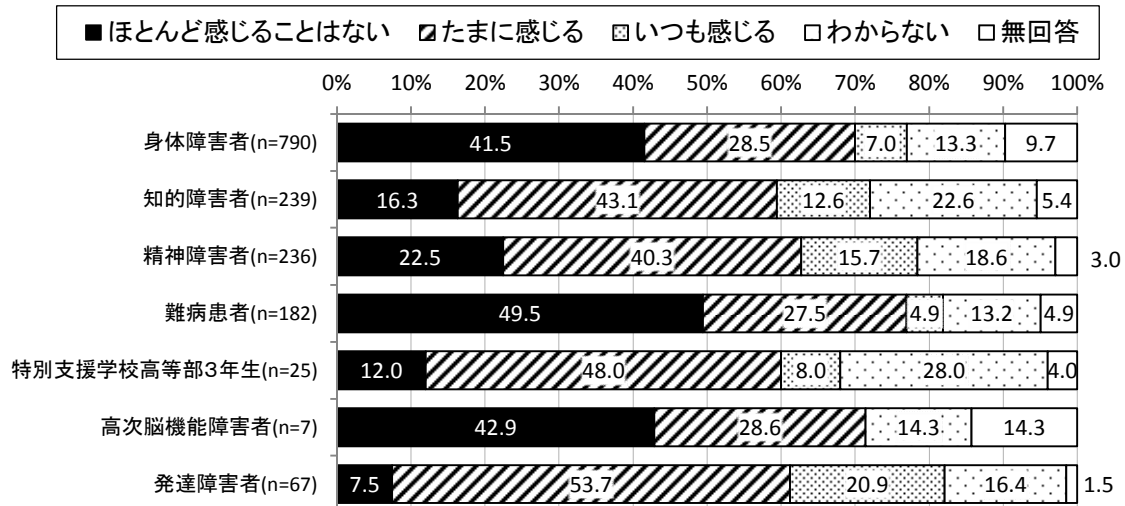
- 災害時にあるとよいと思う支援・援助として、「必要な投薬や治療が受けられる」は、身体障害者、精神障害者、難病患者、高次脳機能障害者、発達障害者でそれぞれ最も多く、精神障害者と難病患者では6割、発達障害者では5割を超えています。
- 「避難所の設備（トイレ等）を充実させる」も全ての種別で上位にあげられています。
- 知的障害者では避難所にたどり着く前の段階である「救助や避難時に声かけをしてくれる」、「避難するのを手助けしてくれる」が1位、2位を占めており、他の種別とニーズを異にしています。

上位5位(%)	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害者 n=790	必要な投薬や治療を受けられる 45.2	避難所の設備（トイレ等）を充実させる 35.1	障害者や高齢者が優先的に避難できる避難所がある 29.4	避難するのを手助けしてくれる 24.3	被害状況、避難所の場所、物資の入手方法等の情報を知らせてくれる 20.9
知的障害者 n=239	救助や避難時に声かけをしてくれる 35.6	避難するのを手助けしてくれる 31.8	必要な投薬や治療を受けられる 30.5	障害者や高齢者が優先的に避難できる避難所がある 28.5	避難所の設備（トイレ等）を充実させる 26.4
精神障害者 n=236	必要な投薬や治療を受けられる 66.1	避難所でプライバシーが守られる 35.6	避難所の設備（トイレ等）を充実させる 31.4	被害状況、避難所の場所、物資の入手方法等の情報を知らせてくれる 26.7	障害者や高齢者が優先的に避難できる避難所がある 17.4
難病患者 n=182	必要な投薬や治療を受けられる 68.1	避難所の設備（トイレ等）を充実させる 39.6	被害状況、避難所の場所、物資の入手方法等の情報を知らせてくれる 25.8	障害者や高齢者が優先的に避難できる避難所がある 22.0	避難所でプライバシーが守られる 21.4
高次脳機能障害者 n=7	必要な投薬や治療を受けられる／被害状況、避難所の場所、物資の入手方法等の情報を知らせてくれる 57.1	必要な補装具や日常生活用具を支給してくれる／避難所の設備（トイレ等）を充実させる／障害者や高齢者が優先的に避難できる避難所がある 42.9			
発達障害者 n=67	必要な投薬や治療を受けられる 52.2	避難所の設備（トイレ等）を充実させる 47.8	避難所でプライバシーが守られる 40.3	被害状況、避難所の場所、物資の入手方法等の情報を知らせてくれる 35.8	周囲の人とコミュニケーションがとれるよう手助けしてくれる 26.9

## 10. 差別・疎外感

### 《差別・疎外感を感じること》

○「たまに感じる」、「いつも感じる」を合わせた『差別を感じる』と回答した人の割合が5割を超えているのは、知的障害者、精神障害者、特別支援学校高等部3年生、発達障害者であり、前回平成28年度調査結果とほぼ同じ値です。



### 《障害者差別解消法の認知度》

○障害者差別解消法について「法律の名前も内容も知っている」、「法律の名前は知っているが、内容は知らない」を合わせた認知度は、身体障害者（29.0%）、知的障害者（15.1%）、精神障害者（18.3%）、難病障害者（26.3%）、施設入所障害者（22.1%）、特別支援学校（32.0%）、グループホーム入所者（15.5%）、発達障害者（37.4%）となっています。

### 《障害のある方への配慮として良いと思ったことや配慮があって助かったこと、あると良い合理的配慮》

#### 【地域共生社会の実現】

- ・病院へバスで通院した時、杖をついていた私を見てバスの運転手さんが「身体の不自由な方が乗車されました。どなたか席を譲りましょう。」とマイクで放送してくれすぐに席を譲ってくれた人がいて助かりました。バスの運転手さんに感謝です。
- ・声掛けあり一番うれしい！
- ・電車に乗ってペースメーカーに異変を感じ事情を話し後ろの携帯電話を持っていた人が快く切ってくれた。嬉しかった。
- ・横断歩道で、途中で信号が変わってしまった時、自動車やバイクが待ってくれたこと。
- ・障害者トイレのドアは大体が重く勝手に閉まるため辛い。見ていた方に助けられた（ドアを開けてくれた）嬉しかった。
- ・難病、障害があっても見た目は普通なので一緒に行動が出来ると勘違いされる。自分の言葉だけでは限度がある。説明するのに手助けしてくれるようなことがあったらいいと思う。
- ・会話をする時に、車いすの目線に合わせてくれる人がいる。
- ・動きで分かるのかイスを勧めてくれる。

- ・大学で自分の障害について開示したところ心理の先生をはじめ、多くの方が助けて下さったおかげで無事卒業することができた。
- ・教習所で私が障害を持っているにも関わらず普通に扱ってくれた。

#### 【保健・医療サービスの充実】

- ・筆談を丁寧にしてくれるなど。特に病院などで（先生によっては迷惑だと言われたこともありました）。
- ・うつ病で服薬していたのですが、笑顔が素敵で励ましの言葉を下さったおかげで元気になった。

#### 【早期療育及び学習機会の充実】

- ・病気を持っていても、普通の高校入学が可能な学校が増えてくれる事をのぞみます。
- ・某高校の学食に作業所がやっていると聞きました。高校生はお腹がすいているので必ず食べると思いますので売上はもちろんのこと関わりも持てる機会になると思いました。学生にとっては共生社会を学んだり将来福祉の世界にも関心をもっていただけたらと思います。

#### 【雇用・就労の促進】

- ・上司が精神保健福祉士の免許を所持しており、そのおかげで自分にどのような配慮をしてもらったら長く働き続けられるのかを理解していたこと。
- ・障害者と会社の間に入ってサポートをしてくれる企業があり、現在そのような形で働いている。会社と障害者という関係では理解がないと長く働くことは難しいと思う。
- ・同じ病名でも苦手なことや得意なことは人により多様な為、病名で行動を制限するのではなく、個人の特性を見て適した業務に挑戦できるような体制があるといいと思う。

#### 【住みよい福祉のまちづくり】

- ・外出したときの階段の昇降のサポート。
- ・私は視野が狭く階段は苦手ですが、駅など段鼻の部分がテープやゴム等で色分けされたものが増え、踏み外しにくくなり助かっています。
- ・多目的トイレはあるが使い勝手が悪いので利用者が使う事を考え広さ手すりの付け方を考えてほしい。
- ・バスは優先席の表示にヘルプマークがないため席を譲ってもらえません。ある鉄道の優先席にはヘルプマークがあるので助かっています。

#### 【福祉サービスの充実】

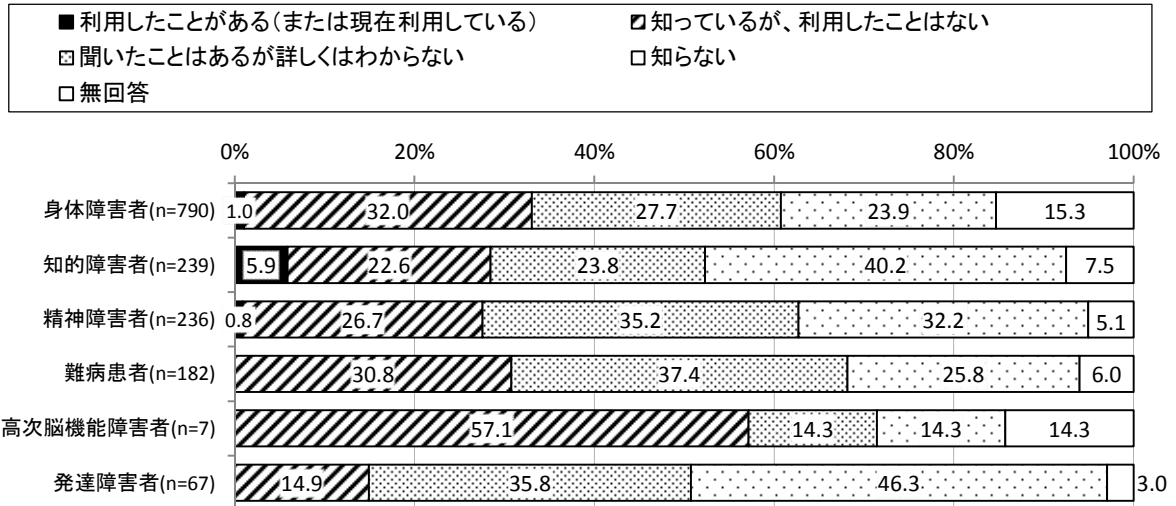
- ・情報過多で注意力が散ることを防ぐための配慮をしてもらえると助かります。
- ・タクシーを降りる時玄関や目的地の入口まで誘導して欲しい。



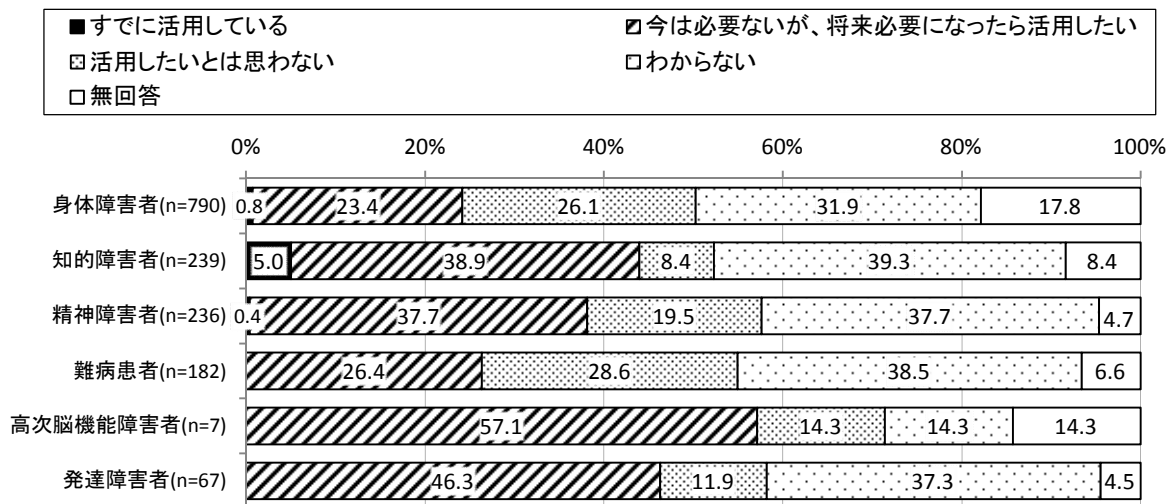
## 11. 成年後見制度

### 《成年後見制度の認知度と利用意向》

○成年後見制度を「利用したことがある（または、現在利用している）」、「知っているが利用したことはない」、「聞いたことはあるが詳しくはわからない」を合わせても回答の割合は6割前後にとどまっています。



○利用意向では「今は必要ないが、将来必要になったら活用したい」の回答が知的障害者、精神障害者、発達障害者で4割前後となっています。



**第2章-3**  
**ヒアリング結果の概要作成予定**

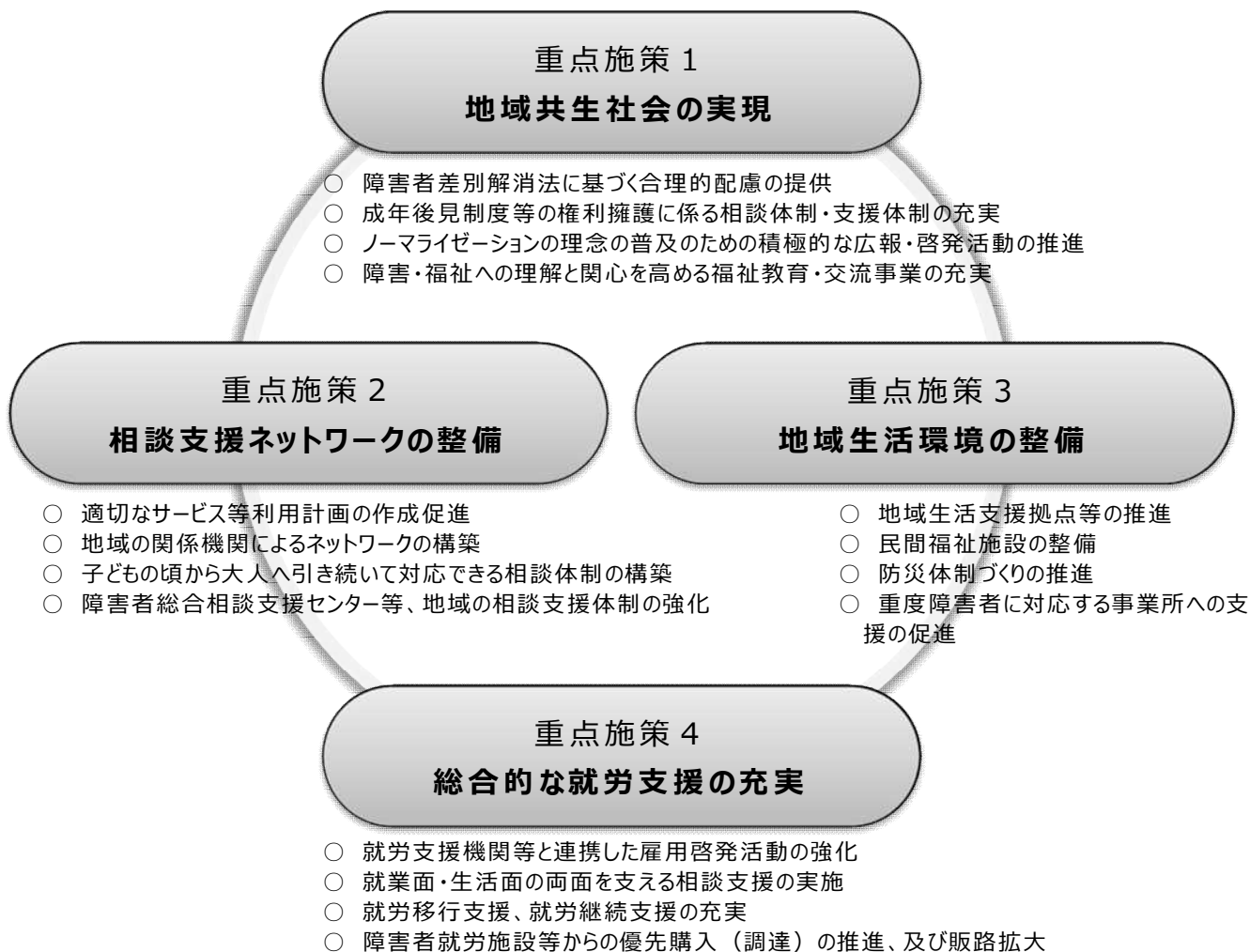
## 第3章 重点施策

### 1 重点施策の位置づけ

基本理念に掲げる「自立と共生のまち」をめざし、すべての人が生き生きと安心して暮らせる川越らしいまちづくりを推進していくために、計画期間内（令和3年度～令和5年度）における重点施策として、次の4項目を位置づけます。

この4つの項目は、これからより一層地域で自立した生活を送るため、重点的に取り組むことが必要なものを選び決めました。また、支援は必要とするすべての人が対象であり、障害の種類にかかわらず、また、軽度から重度の人まで、一人ひとりの多様性に配慮し、重点施策を推進します。

《「自立と共生のまち」をめざすための4つの重点施策》



## 2 重点施策の内容

### 重点施策 1 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野を超えて、地域において、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

障害の有無にかかわらず、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指すための基盤として、障害のある人に対する差別の解消や権利擁護の支援等を推進する必要があります。

本市は、平成28年に施行された障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。あわせて、成年後見制度の利用の支援や、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを進めます。

#### 《対応する主な施策》

---

- **行政サービスの提供における障害のある人への配慮**（施策番号 1）
    - 障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的な配慮を行います。
  - **広報・啓発活動の推進**（施策番号 2）
    - 市民一人ひとり及び事業者へノーマライゼーションの理念の普及を図るため、障害に関する正しい知識の普及に努め、理解の促進を図ります。
  - **手話に対する理解の促進及び手話の普及**（施策番号 5）
    - 聴覚障害者や手話に対する理解を促進し、手話の普及を図ります。
  - **福祉サービス利用援助事業及び法人後見事業の推進**（施策番号 6）
    - 福祉サービス利用援助事業等の各事業と関係機関との連携を図り、権利擁護の推進に努めます。
  - **成年後見等制度利用支援事業の充実**（施策番号 7）
    - 成年後見等制度利用支援事業の充実を図ります。
  - **虐待の防止及び早期発見・早期対応の推進**（施策番号 9）
    - 関係機関との連携のもと、虐待の防止及び早期発見・早期対応に努めます。
  - **総合的な福祉教育の推進**（施策番号 60）
    - 教育機関等と協力し、「福祉の心」を育むことを目的とした活動等を充実します。
-

## 重点施策 2 相談支援ネットワークの整備

障害のある人やその家族は、日常生活や今後のことについて、多くの不安を抱え生活しています。その不安を軽減し、地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、あらゆる相談に応じ、生活・就労の両面から総合的な支援を行います。

また、様々な機関等による相談支援ネットワークの構築を推進します。

### 《対応する主な施策》

---

- **障害者総合相談支援センターの充実**（施策番号 152）

→ 障害者総合相談支援センターにおいて、生活相談、就労相談、基幹相談を一体的に実施します。

- **計画相談・地域相談支援の充実**（施策番号 146）

→ サービス等利用計画の作成、地域への移行及び定着を支援する地域相談支援の充実を図ります。

- **相談支援事業の充実**（施策番号 147）

→ 障害者総合相談支援センターにおける総合的かつ専門的な相談支援及び就労支援の実施、地域の相談支援体制の強化等を総合的に推進します。

- **自立支援協議会の充実**（施策番号 148）

→ 地域の障害福祉に関するシステムづくり等に関し、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ります。

- **発達障害児(者)の地域支援体制の整備**（施策番号 42、150）

→ 発達障害者への切れ目のない支援を行うため、支援体制の整備を推進します。

---

### 重点施策 3 地域生活環境の整備

障害のある人の地域での自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を促進します。

グループホームなどをバリアフリー対応にするなど、重度の障害者が利用できる障害福祉サービスの促進や、障害者支援施設等の民間福祉施設の充実を図るとともに、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で居住するための支援の拠点として、地域生活支援拠点等の取り組みを推進します。

#### 《対応する主な施策》

---

##### ●地域生活支援拠点等の推進（施策番号 99）

→ 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のため、地域生活支援拠点等の検証及び検討により取り組みを推進します。

##### ●計画相談・地域相談支援の充実（施策番号 146）

→ サービス等利用計画の作成、地域への移行及び定着を支援する地域相談支援の充実を図ります。

##### ●民間福祉施設の整備（施策番号 142）

→ 社会福祉法人等が設置する施設の大規模修繕等整備費用を一部補助し、各種障害者施設等の整備を促進します。

##### ●施設における防災体制づくりの推進（施策番号 116）

→ 障害者施設における避難計画策定への助言等、体制づくりを推進します。

##### ●重度障害者に対応する事業所への支援の促進（施策番号 137）

→ 地域で暮らす重度障害者または重度重複障害者に対し適切な支援を提供するため、レスパイトケアを実施することが可能な施設の拡充、日中活動を支援する障害福祉サービス事業所の拡充、医療的ケアの専門的知識を有するコーディネーターの養成等、総合的な支援の実施方法について検討を行います。

---

## 重点施策 4 総合的な就労支援の充実

一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には適性に応じて働けるように、多様な就労機会の拡充を図り、安定した職場定着に向けた就労支援の充実に努め、障害のある人の雇用を促進します。

また、就労継続支援事業所等での工賃の水準の向上や、就業面だけでなく生活面における支援が行われるよう、様々な関係機関と連携を図ります。

### 《対応する主な施策》

---

#### ● 就労支援事業の充実（施策番号 65）

→ 障害のある人とその家族などからの相談を受け、相談内容に応じた支援を行うことで、安定した職場定着に向けた就労支援の充実に努め、障害のある人の雇用を促進します。

#### ● 公共職業安定所等との連携の推進（施策番号 61）

→ 職場の拡大や雇用の継続を図るため、公共職業安定所等との連携を推進します。

#### ● 多様な就労機会の拡充（施策番号 68）

→ 一般就労が困難な障害のある人が適性に応じて働けるように、就労継続支援事業所など多様な就労機会の拡充に努めます。

#### ● 障害者就労施設等からの物品調達等の充実（施策番号 70）

→ 障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達に関する方針を策定し、調達の拡大を図ります。

---

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの垣根を超えて、地域の様々な人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

その中で障害の有無にかかわらず、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指すための基盤として、障害のある人に対する差別の解消や権利擁護の支援等を推進する必要があります。

「差別解消」や「権利擁護」について、周知や体制の整備が求められています。このため、障害のある人への成年後見制度事業を促進します。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、障害のある人に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う必要があり、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害のある人への虐待を防止するための体制を構築します。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月から施行され、国や地方自治体等には合理的配慮が義務化されました。これにより、市では、事業者などに周知すると共に、障害のある人の権利利益侵害の禁止や社会的障壁の除去の実施に関する合理的配慮を推進します。

#### 【主要課題】

- |                     |
|---------------------|
| 1 - 1 差別の解消         |
| 1 - 2 権利擁護の推進・虐待の防止 |
| 1 - 3 相互理解と交流の促進    |



## 主要課題 1 - 1 差別の解消

差別や疎外感については、依然として多くの方が「たまに感じる」、「いつも感じる」と回答しており、差別解消に向けた取り組みが必要です。

また、差別や疎外感を感じる時は、「日常生活（他人の視線、心ない言葉、障害に対する誤解）」や「人との交流の場」という回答が多く、日常の生活における障害の解消に対し、より一層取り組む必要があります。

具体的に障壁を取り除くために、障害者差別解消法で定められた「合理的配慮の提供」について、市民や事業者に対し継続して普及・啓発していく必要があります。

また、市では平成 30 年 6 月に「川越市手話言語条例」を制定し、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に努め、ろう者とろう者以外の方がともに暮らしやすい社会の実現を目指します。

番号	施策	施策説明	担当課
1	行政サービスの提供における障害のある人への配慮	川越市が行政サービスの提供のための事務・事業を実施するに当たり、障害者差別解消法に基づく必要かつ合理的な配慮を行うための情報を周知します。	障害者福祉課
2	広報・啓発活動の推進	市民一人ひとり及び事業者へノーマライゼーションの理念の普及を図るため、広報等により、障害に関する正しい知識の普及に努め、理解の促進を図ります。	障害者福祉課
3	身体障害者補助犬を伴った障害のある人への理解	身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を伴った障害のある人への市民・飲食店等の理解を深めるために、ホームページ等様々な媒体により啓発を進めます。	障害者福祉課
4	市職員に対する研修の実施	職員研修において、障害者福祉や障害者差別に関する内容を取り上げ、職員が障害者福祉や障害者差別について理解を深めるよう努めます。	職員課 障害者福祉課
5	手話に対する理解の促進及び手話の普及 【新規】	聴覚障害者や手話に対する理解を促進し、手話の普及を図ります。	障害者福祉課

## 主要課題 1 - 2 権利擁護の推進・虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、障害のある人に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害のある人への虐待を防止するための体制を充実します。

成年後見制度については、6割程度の方が認知しています。また、知的障害や精神障害、発達障害の人からは将来的な利用希望も多くなっており、成年後見制度の周知や利用促進に向けた取り組みが必要です。

番号	施策	施策説明	担当課
6	福祉サービス利用援助事業及び法人後見事業の推進	判断能力が不十分な障害のある人などが安心して暮らせるよう福祉サービス利用援助事業及び法人後見事業を促進し、成年後見相談所を設置するとともに、関係機関と連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。	社会福祉協議会
7	成年後見等制度利用支援事業の充実	判断能力の十分でない認知症の高齢者や障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見等制度利用支援事業の充実を図り、制度の周知に努めます。	障害者総合相談支援センター 高齢者いきがい課
8	選挙における配慮	障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。また、移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化を進めるとともに、知的障害を抱える方がスムーズに投票を行える環境を整えるなど、投票所での投票が困難な障害者に対する投票機会の確保に努めます。	選挙管理委員会
9	虐待の防止及び早期発見・早期対応の推進	関係機関との連携のもと、児童や高齢者、障害のある人等に対する虐待の防止及び早期発見・早期対応に努めます。	障害者総合相談支援センター 福祉相談センター こども家庭課

### 主要課題 1 - 3 相互理解と交流の促進

これからは、障害のある人も支えられるだけでなく、時には支える側に回り、地域の協力体制をともにつくっていくことが大切です。

地域ぐるみの協力体制を整備するために、障害当事者やその家族が様々な活動に参画する機会を増やすとともに、ボランティア団体や市内の障害者団体の活動への支援をはじめ、各種団体間のネットワークづくりを支援し、地域における協力体制をより強固なものにしていきます。

番号	施策	施策説明	担当課
10	広聴活動の充実	障害のある人のニーズを把握し、施策への反映を図ります。	広聴課
11	障害者団体・家族会等への支援	障害者団体、家族会等が行う自主的な活動を支援し、障害のある人の自立を促進します。	障害者福祉課
12	障害当事者の参加の促進	市が計画する様々な施策について、関係部署と連携し、その意思形成過程である附属機関等へ様々な障害種別の人が参加する機会が増えるよう努めます。	障害者福祉課
13	障害者交流事業等 (参加型啓発事業)の充実	子どもや高齢者、障害のある人ない人、みんなが参加し、各種の催し物や体験等を通してお互いの理解を深めることを目的にふれあい福祉まつりを推進します。また、高齢者や障害のある人たちの創作品の展示や販売を行う福祉の市を充実します。	社会福祉協議会
		指標	①ふれあい福祉まつり参加団体数 ②福祉の市参加施設数 現状値(令和元年度末): ①106団体 ②30施設 目標値(令和5年度末): ①100団体 ②30施設
14	地域施設交流事業の支援	障害者福祉施設利用者交流会を通じて施設利用者の権利と福祉の向上及び地域福祉の促進を目指し、後援等の支援を実施します。	障害者福祉課
15	障害者週間記念事業の充実	障害者週間(12月3日～12月9日)について、広報等により周知を図るほか、「障害者週間の集い」を開催し、障害者週間記念事業の充実に努めます。	障害者福祉課

## 基本目標 2 保健・医療サービスの充実

生涯にわたり健康で自立した生活が送れるよう、乳幼児から高齢者まで受けられる健康診査を実施し、疾病を予防するとともに、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療・療育・リハビリテーションにつなげていくことが重要です。

このため、健康に関する情報を積極的に提供し、ライフステージに応じた健康診査や健康相談等を行うとともに、自主的な健康づくりを支える環境を充実し、生活習慣病や疾病の重症化を予防する対策を強化していきます。

また、妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進めていく必要があります。

精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難病、さらに依存症への対応など、障害のある人の医療的ニーズは多岐にわたります。健康への不安や、心身の健康づくりに応えるため、健康や医療の情報を積極的に提供するとともに、各種保健事業の実施や適切な医療受診を促します。

### 【主要課題】

- |                 |
|-----------------|
| 2 - 1 保健サービスの充実 |
| 2 - 2 障害者医療等の充実 |

## 主要課題 2 - 1 保健サービスの充実

健康診査や各種の相談事業を実施するとともに、障害のある人の健康への不安や、心身の健康づくりに応えるため、多職種連携による訪問型の支援も必要とされています。特に、医療的ケアの必要な障害児（者）や難病、高次脳機能障害、精神障害のある人への支援に関しては、それぞれの特性に応じた支援や家族を含めた支援が必要な場合も多く、行政機関や医療機関、当事者団体などが連携して取り組むことが求められています。

番号	施策	施策説明	担当課
16	乳幼児相談の推進	育児不安の解消及び母親同士の情報交換の場の提供により、乳幼児の健全な育成を図ります。	健康づくり支援課
17	難病対策の充実	講演会の開催や患者会の支援、個別相談等を通し、難病患者及び家族の生活の質の向上を図ります。また、保健指導が必要な者及び家族に対して、保健師等が訪問して必要な指導を行います。	健康管理課
		<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>訪問指導延べ人数 現状値（令和元年度末）：28人 目標値（令和5年度末）：30人</td> </tr> </table>	
指標	訪問指導延べ人数 現状値（令和元年度末）：28人 目標値（令和5年度末）：30人		
18	未熟児・発育発達相談の推進	心身の発育・発達の遅れなどに心配がある児の診察・相談等を実施し、健やかな育成と育児についての支援を行います。	健康づくり支援課
		<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>実施者数 現状値（令和元年度末）：123組 目標値（令和5年度末）：150組</td> </tr> </table>	
指標	実施者数 現状値（令和元年度末）：123組 目標値（令和5年度末）：150組		
19	長期療養児支援の推進	ダウン症のある子どもや低体重児、多胎児等の保護者が情報交換を通じ、互いに助け合えるよう支援します。	健康づくり支援課
20	妊婦健康診査の推進	妊婦健康診査を実施し、妊婦や胎児の健康管理等に努めます。	健康づくり支援課

番号	施策	施策説明	担当課
21	乳幼児健康診査の推進	4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児に対して健康診査を行い、乳幼児の健全な育成を図ります。	健康づくり支援課
		指標 ①4か月児健康診査受診率 ②1歳6か月児健康診査受診率 ③3歳児健康診査受診率 現状値（令和元年度末）： ①95.9% ②96.6% ③93.7% 目標値（令和5年度末）： ①96% ②97% ③95%	
22	身体障害者健康診査事業の実施	日常生活において、常時車いすを使用している在宅の障害のある人に対し、広報等を通じて健康診査の実施及び周知を行い、床ずれ、変形、膀胱機能障害等の二次障害の予防を図ります。	障害者福祉課
23	精神保健福祉相談の充実	精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）のある人やその家族などからの精神保健に関する相談を受け、問題解決に向けた支援を行います。	保健予防課
24	精神保健福祉家族教室の充実	精神障害のある人の家族に必要な知識や情報を提供し、適性医療や再発予防を図ります。また、同じ悩みを抱える参加家族の交流を図ります。	保健予防課
25	ひきこもり対策事業の推進【新規】	ひきこもりに関する正しい理解と知識の普及、情報提供を図ります。また、ひきこもりの家族をもつ親が、家族の対応を学び、意見交換する中で自助機能を高める等、問題解決に向けた支援を行います。	保健予防課

## 主要課題 2 - 2 障害者医療等の充実

障害のある方の健康管理や医療については、「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」、「気軽に往診を頼める医師がない」など医療提供体制に関する課題が挙げられています。

また、障害のある方の医療費等の負担も大きいことから、経済的な負担の軽減を図るための「経済的な援助の充実」も求められています。

番号	施策	施策説明	担当課
26	重度心身障害者医療費支給制度の推進	重度心身障害者の福祉の増進を図るため、医療保険制度が適用される医療費の一部負担金について助成を行っていきます。	高齢・障害医療課
27	自立支援医療制度の推進 (更生・育成)	心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療の自己負担額の一部を給付する自立支援医療費制度を推進します。	障害者福祉課 健康管理課
28	小児慢性特定疾病医療給付の推進	小児の慢性疾病のうち、国が指定した特定疾病について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するため必要な医療の給付を行っていきます。	健康管理課
29	自立支援医療制度の推進 (精神通院)	精神通院に係る医療費の自己負担額の一部を給付する自立支援医療制度を推進します。	障害者福祉課
30	障害者歯科診療の充実	川越市ふれあい歯科診療所において障害者歯科診療を行っていきます。 また、障害者歯科相談医との連携を図ります。	ふれあい歯科 診療所
31	障害者医療に関する 情報収集・情報提供	障害がある人に必要な医療等が提供されるよう、障害者医療に関する具体的な事例等の情報収集に努め、医療機関等への情報の提供を図ります。 また、身近な地域の医療機関に関する情報提供に努めます。	保健医療推進課

番号	施策	施策説明	担当課
32	障害者（児）の歯科保健事業の推進	社会福祉施設等における歯科健診及び在宅も含めた歯科保健指導の推進を図ります。ニーズ調査等を行い、小児期からの歯と口の健康づくりを推進します。	健康づくり支援課
		実施者数 指標 現状値（令和元年度末）：952人 目標値（令和5年度末）：1,000人	
33	ひとり親家庭等医療費支給制度の推進	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し経済的負担を軽減するため、医療機関などにかかったときの保険診療による一部負担金について助成を行ってまいります。	こども政策課



### 基本目標3 早期療育及び学習機会の充実

成長発達期にある乳幼児は、障害があっても、早期に発見し、適切な治療や療育訓練を受けることで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。このため、乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障害のある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期からの相談体制の充実に努めます。

また、障害児の受け入れ体制の充実・強化も課題となっています。各関係機関において、障害児の保護者が早期から教育相談や指導を受けられるよう支援体制の充実が求められています。特に、医療的ケアの必要な子どもや重症心身障害児、発達に課題のある子どもなど、支援内容の専門性や多様化が進んでいることから、支援者等の知識とスキルの向上に常に努める必要があります。

小学校以上の児童に対しては、「共生社会」の実現に向け、障害のある子もいない子も地域でともに育む環境を整備するとともに、一人ひとりの個性やニーズに応じた教育を受けられるよう、引き続き各関係機関と連携して取り組むことが大切です。

さらに障害のある児童への支援には、就学前の療育から就学後の教育へのスムーズな移行、保護者と子どもそれぞれへの支援の具体化、さらに学校卒業後の社会参加も視野に入れた、切れ目のない継続的な支援が求められています。

#### 【主要課題】

- |             |
|-------------|
| 3-1 早期療育の充実 |
| 3-2 学校教育の充実 |
| 3-3 社会教育の充実 |

### 主要課題3-1 早期療育の充実

幼児期は、疾病や障害を早期に発見する重要な時期であり、乳幼児健康診査などにより、子どもの発育状況を定期的に確認していくことが大切です。障害や、成長の過程で発達に課題のある子どもが、健やかに成長していけるよう、できるだけ早期のうちに適切な療育や支援を受けられる体制を充実していきます。

番号	施策	施策説明	担当課
34	障害児通所支援事業の充実	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援事業について提供体制の確保及び安定に努めるとともに、その質の向上を促進します。	療育支援課
		<b>指標</b> 重度心身障害児を主たる対象とする事業所数 現状値（令和元年度末）：2事業所 目標値（令和5年度末）：3事業所	
35	保育所、幼稚園等への訪問支援の充実	心や身体の発達に心配や遅れのある児童が通う保育所、幼稚園等に専門スタッフが訪問し、必要な支援を行います。	児童発達支援センター
		<b>指標</b> 保育所等訪問支援件数 現状値（令和元年度末）：－ 目標値（令和5年度末）：60件	
36	障害児保育の充実	発達等に遅れのある子ども達が集団生活の中で健やかな発達を保障できるよう、障害児保育の充実に努めます。	保育課
37	保育士研修の充実	保育士の資質の向上を図るために、市内の保育施設の職員を対象に、障害児保育に関連した研修会等を実施します。また、保育所においては、学習会等を行ってよりよい保育をめざします。	保育課
38	児童発達支援センターの充実 【施策名修正】	心や身体の発達に心配や遅れのある児童の特性に応じた療育支援及び保護者への相談支援を実施します。また、関係機関との連携を強化する等、地域における療育支援体制を推進します。	児童発達支援センター
		<b>指標</b> ①通園延人数 ②一般相談人数 ③専門相談人数 現状値（令和元年度末）：①－ ②－ ③－ 目標値（令和5年度末）：①9,780人 ②2,650人 ③4,450人	

番号	施策	施策説明	担当課
39	家庭児童相談体制の充実	障害のある子どもの保護者に対する面接、電話、家庭訪問等による相談の充実を図ります。また、他機関との連携を図りながら、乳幼児健診後の相談・支援の充実に努めます。	こども家庭課
40	親子教室の充実	1歳6か月児健診及び3歳児健診後の相談において、発達の遅れの疑いのある児童と保護者に対して、将来の集団参加に備えての準備及び保護者支援を目的とする親子教室の充実を図ります。 また、親子活動を楽しみながら、同年代の子どもと関わり、様々な遊びや活動を通して言葉や心身の発達を促します。	こども家庭課 児童発達支援センター
		指標	
41	就学相談の充実	幼児や児童生徒の障害の早期発見に努め、就学支援委員会の適正な判断のもとに、就学相談を一層充実します。各関係機関と情報交換をより一層密にし、就学相談の充実を図ります。また、障害児保育対象児の保護者と保育所等との連絡を密にし、就学相談を行っていきます。	教育センター
		指標	
42	発達障害児（者）の地域支援体制の整備	発達障害児（者）のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、障害者総合相談支援センターを中心に支援機関の連携による支援体制の整備を推進します。また、支援ツールであるサポート手帳の普及促進に引き続き努めます。	障害者福祉課 障害者総合相談支援センター

### 主要課題3-2 学校教育の充実

一人ひとりの特性や実態、本人・保護者の希望を踏まえ、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく必要があります。インクルーシブ教育を前提に、一人ひとりのニーズに応じた支援を提供できる環境づくりを進めていきます。

また、通園・通学上の困りごとへの対応を担当や支援員だけでなく、関係機関と連携し、学校全体で受け止められる体制を整備することが重要です。

番号	施策	施策説明	担当課
43	交流及び共同学習の推進	障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に参加する活動において、豊かな人間性を育むとともに各教科のねらいの達成を目的とする交流及び共同学習を推進します。	教育センター
44	学校における福祉教育の充実	児童生徒の福祉に対する理解と関心を高めるため、福祉教育を充実させます。	教育センター
45	特別支援教育の理解・啓発の促進	特別支援教育推進委員会が作成した啓発資料を小・中学校の児童生徒に配布して有効活用することにより、特別支援教育の理解・啓発を促進します。また、保護者向けの啓発資料の作成やセミナーを開催し、特別支援教育や特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室についての理解と啓発を図ります。	教育センター
46	特別支援学級の指導の充実	知的障害学級や自閉症・情緒障害特別支援学級等に在籍する児童生徒の障害の程度や特性を考慮し、各学校の特色を生かした教育課程を編成するとともに、教育内容や方法を更に工夫・改善して、児童生徒一人ひとりに応じた教育の推進に努めます。	教育センター
47	設備の充実と教育機器の導入	知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、弱視特別支援学級、通級指導教室及び通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の障害の種類や程度に応じた教育機器、訓練機器等の導入を行い、教育効果を高めます。	教育センター

番号	施策	施策説明	担当課
48	在学中の就学相談の充実	教育上特別な措置を必要とする障害のある子どもに対し、「校内就学支援委員会」と「川越市就学支援委員会」が連携し、適正な就学や支援についての継続的な相談の充実に努めます。	教育センター
49	教育相談体制の充実	教育センター第一分室において、面接相談、電話相談及び適応指導の機能の充実を図るとともに、総合的な相談体制の充実に努めます。	教育センター
50	特別支援教育研修の充実	小・中学校の教職員に対する特別支援教育の理解と認識を一層深めるため、研修の充実に努めます。	教育センター
51	通級による指導の充実	通常の学級に在籍する難聴・言語障害や発達障害・情緒障害の子どもを対象に、通級による指導を通し、特別な指導・支援等を行うことに努めます。	教育センター
52	通常の学級で個別的な支援を必要とする児童生徒への教育の充実 【施策名修正】	通常の学級に在籍する生徒指導上の諸課題や、発達障害等で個別的な支援を必要とする児童生徒に対して、学級運営支援員を配置し、きめ細やかな支援を行います。	教育センター
53	特別支援学校の整備	特別支援学校における学習環境の改善と教育活動の充実を図るため、施設の計画的な整備を検討します。	教育センター
54	放課後児童健全育成事業の充実	学童保育室において、入室条件を満たした入室を希望する障害のある児童を受け入れるために必要な環境を整え、保育の充実に努めます。	教育財務課
		指標 入室を希望する障害のある児童数に対し、入室した障害のある児童数の割合 現状値（令和元年度末）：100% 目標値（令和5年度末）：100%	
55	特別支援学校のセンター的機能の充実	教職員の指導力向上や児童生徒の支援の充実を図るため、特別支援学校のセンター的機能による専門的な教員の指導助言や講演会等研修など、活用・充実を図ります。	教育センター

### 主要課題3-3 社会教育の充実

生涯学習活動や余暇活動を行う際の条件としては、「活動する場所が近くにあること」や「一緒に行く仲間がいること」という回答が多くなっていることから、社会教育を行う施設の充実やグループ、団体等についての啓発を行うことが重要です。

また、最近では学校卒業後、日中活動以外の活動の場がなく、日中活動後や休日の居場所づくりの問題も提起されており、引きこもり問題と合わせ、成人期の居場所づくりの課題に対応していく必要があります。

番号	施策	施策説明	担当課
56	障害者対応事業を実施するための研修会の充実	公民館等社会教育に携わる市職員を対象に、障害のある人を理解するため障害に関する専門の講師を依頼して研修会を実施します。	地域教育支援課
57	社会教育に関する講座・学級の充実	社会教育講座・学級を充実することで障害者の社会参加を促進し、障害のある人への理解及び交流の促進を図ります。	中央公民館
		<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>講座・学級等の延べ参加者数 現状値（令和元年度末）：38,950人 目標値（令和5年度末）：39,000人</td> </tr> </table>	
指標	講座・学級等の延べ参加者数 現状値（令和元年度末）：38,950人 目標値（令和5年度末）：39,000人		
58	図書館の障害者サービスの周知 【新規】	図書館の障害者サービス及び所蔵資料について広く周知するため、特別展示やバリアフリー映画会等の事業を継続的に行います。	中央図書館
		<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>事業実施図書館数 現状値（令和元年度末）：4館中3館 目標値（令和5年度末）：4館中4館</td> </tr> </table>	
指標	事業実施図書館数 現状値（令和元年度末）：4館中3館 目標値（令和5年度末）：4館中4館		
59	アクセシブルな資料の充実 【施策統合・修正】	視覚障害者等の読書の機会を確保するため、デジタイズ図書や拡大文字資料などの様々な形態のアクセシブルな資料の充実と提供を進め、当事者の自己啓発等の文化的生活の促進に努めます。	中央図書館
60	総合的な福祉教育の推進	教育機関等と協力し、子どもたちがさまざまな人と継続的に関わり合う中で、「福祉の心」を育むことを目的とした子ども向け福祉啓発活動を充実させるとともに、地域住民を対象に、福祉に関する理解と関心を高めるための講演会や講座等を開催します。	社会福祉協議会

## 基本目標 4 雇用・就労の促進

社会的・経済的に自立するために、就労は大きな意味をもっています。

障害のある人の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障害のある人の雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。一方、障害のある人を受け入れる事業所や能力に合った職種が少ないとされていることから、能力に応じて就労が可能となるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進することも重要です。

これらの現状を踏まえて、新たな職場の創出や相談窓口の充実、就労後の職場定着の支援を図るなど、関係機関との連携が重要となります。就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練の場や福祉的就労の場を確保することにより、就労に向けた活動を支援します。

また、令和元年の障害者雇用促進法の改正により、地方公共団体には障害者雇用の一層の促進に向け、関係機関等と連携のうえ取り組むことが求められています。

### 【主要課題】

- |                   |
|-------------------|
| 4 - 1 雇用・就労環境の充実  |
| 4 - 2 就労施設での就労の充実 |

### 【参考】

川越市に係る障害者雇用率（平成 29 年 6 月現在）※変更予定

川越市内(障害者雇用状況報告企業一覧からの参考値※)	2.02%
川越公共職業安定所管内	1.97%
埼玉県	2.01%

※埼玉労働局から提供のあった「障害者雇用状況報告企業一覧」から、川越市に所在地がある企業を抽出し、算出しました。

障害者法定雇用率 ※変更予定

事業主区分	法定雇用率（※1）	
	現行	平成 30 年 4 月 1 日以降
民間企業	2.0%	2.2%（※2）
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%（※2）

※1：平成 30 年 4 月から、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が含まれます。

※2：平成 33 年 4 月までに、さらに 0.1%引き上げとなります。

## 主要課題4-1 雇用・就労環境の充実

障害のある人の就業促進のために求められていることとしては、「経営者の理解」、「従業員の理解」という回答が多くなっています。また、精神障害者では「就業あっせん窓口の充実」、知的障害者では「就労継続支援施設等の増設」という回答も多くなっています。

障害のある人の就労には、事業所の理解・協力と合理的な配慮が必要であり、障害のある人が能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携を図り、雇用・就労環境の充実に取り組む必要があります。

また、短時間雇用の活用やテレワークの活用、農福連携の取り組みなど、新たな雇用の創出に向けて、地方公共団体においても取り組む必要があります。

番号	施策	施策説明	担当課
61	公共職業安定所等との連携の推進	障害のある人の職場の拡大や雇用の継続を図るため、公共職業安定所等との連携を推進します。	障害者総合相談支援センター
62	障害者就職面接会の活用	公共職業安定所主催の障害者就職面接会を活用し、関係機関との連携により障害のある人の就労機会の拡大を図ります。	雇用支援課 障害者総合相談支援センター
		<b>指標</b> 障害者就職面接会参加者数 現状値（令和元年度末）：153人 目標値（令和5年度末）：170人	
63	雇用啓発活動の強化	川越地域雇用対策協議会において、障害のある人の雇用を啓発するように働きかけます。また、「障害者雇用支援月間」（毎年9月）に啓発資料の配布などの協力をし、障害のある人の雇用啓発運動の強化に努めます。	障害者総合相談支援センター 雇用支援課
64	市職員への障害のある人の雇用促進	障害者活躍推進計画に基づき、職域の拡大等を進め、今後も障害のある人の市職員としての雇用を推進します。	職員課
		<b>指標</b> 市職員における障害者雇用率 現状値（令和元年度末）：2.37% 目標値（令和5年度末）：2.60%	



番号	施策	施策説明	担当課
65	就労支援事業の充実 【施策統合・修正】	障害のある人とその家族などからの相談を受け、相談内容に応じた支援を行うことで、安定した職場定着に向けた就労支援の充実に努め、障害のある人の雇用を促進します。	障害者総合相談 支援センター
		指標	
66	障害者就業・生活支援 センターの活用	障害のある人の雇用、保健福祉、教育等の関係機関の拠点として、就業面及び生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの活用を促進します。	障害者総合相談 支援センター
67	障害者就労支援セミナー等 の開催	障害者のある人の就労に携わる方を講師に招き、障害者雇用の現状や働くための心構えなどの情報を提供するため、就労支援セミナー等を開催します。	障害者総合相談 支援センター

## 主要課題4-2 就労施設での就労の充実

一般就労が困難である人は、就労継続支援等での福祉的就労を行っているため、優先調達等の取組みにより販路の拡大に努め、工賃の向上を図る必要があります。

福祉施設を利用しながら柔軟に様々な職場を経験し、多様な働き方を模索できる取組みは今後必要であり、障害のある人の多種多様な就労の機会の拡充に努める必要があります。

番号	施策	施策説明	担当課
68	多様な就労機会の拡充	一般就労が困難な障害のある人が適性に応じて働けるように、就労継続支援事業所など多様な就労機会の拡充に努めます。	障害者福祉課
69	展示・販売コーナー設置の促進及び販路拡大	障害者施設等で障害のある人が製作した製品を販売する展示・販売コーナーの設置を促進する等、販路拡大の支援に努めます。	障害者福祉課
		<b>指標</b> 販売コーナー等の設置 現状値（令和元年度末）：4箇所 目標値（令和5年度末）：5箇所	
70	障害者就労施設等からの物品調達等の充実	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・委託等サービスの優先調達に関する方針を策定し、障害者就労施設等からの優先調達の拡大を図ります。	障害者福祉課
71	関連団体との連携の推進	就労支援に関する情報の共有を図るため、市内関連団体との連携を推進します。	障害者総合相談支援センター

## 基本目標 5 社会参加の拡充

生活の中での「ゆとり」や「生きがい」が求められています。

スポーツや文化活動などの社会参加は生活を豊かにするものであり、積極的に促進していく必要があります。こうした活動を広げるには、障害のある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切です。

障害のある人と障害のない人がともに活動することを通じてお互いの理解が深められるよう、スポーツ、文化、芸術活動の支援を行います。

また、社会参加や福祉サービスを利用する際などには、必要な情報を手軽に入手できることが大前提ですが、特に、視覚障害のある人や聴覚・言語障害のある人等においては、情報の収集などで制約を受けることがあります。

「川越市手話言語条例」に基づき手話に関する施策を推進するとともに、誰もがそれぞれの障害特性にあった方法で情報を受け取れるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。

また、道路や公共施設など生活環境のバリアフリー化を行い、誰にでも優しく、利用しやすいまちとなるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

障害のある人がその興味と適性に応じて様々な社会活動に参加し、生きがいを持って生活していくための施策の充実を図ります。

### 【主要課題】

- |                     |
|---------------------|
| 5 - 1 文化活動・余暇活動の充実  |
| 5 - 2 情報アクセシビリティの向上 |
| 5 - 3 外出や移動の支援      |

## 主要課題5-1 文化活動・余暇活動の充実

今後行いたい生涯学習活動や余暇活動では、文化的な活動やスポーツについての回答もあることから、障害のある人が、生きがいをもって、自分らしくいきいきとした生活を実現するために、スポーツやレクリエーション、文化活動が楽しめるよう、様々な配慮や環境整備、情報や活動機会の積極的な提供に努める必要があります。

番号	施策	施策説明	担当課
72	川越市総合福祉センターの 充実	スポーツ活動や文化芸術活動をととして余暇活動の支援や健康づくりの支援を行うことにより、障害のある人の自立支援や生きがいづくり、健康の維持増進等を推進します。	社会福祉協議会
		指標 障害者の延べ利用者数 現状値（令和元年度末）：19,424人 目標値（令和5年度末）：27,000人	
73	障害者スポーツ大会の 参加促進	市内の障害のある人に積極的に呼びかけ、スポーツを通じて交流を図り、社会参加を促進します。	障害者福祉課
74	文化芸術活動の推進 【新規】	障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加することができる文化芸術事業を推進し、障害のある人の社会参加を促進するよう努めます。	文化芸術振興課
75	スポーツ交流の促進	市で開催する各種スポーツ事業に障害のある人が参加できるような環境整備を図り、障害のない人とのスポーツ交流を図ります。	スポーツ振興課
		指標 各種スポーツ教室や事業への障害のある人の参加人数 現状値（令和元年度末）：60人 目標値（令和5年度末）：60人	
76	障害者の余暇活動支援の 検討	障害者の余暇活動支援について、課題及び先進事例等の情報を収集し、充実に向けて検討を行います。	障害者福祉課

## 主要課題5－2 情報アクセシビリティの向上

情報の入手は、障害のある人がそれぞれに合った手段で意思疎通を行えるよう配慮していくことが重要です。

特に聴覚障害や視覚障害等により、情報の入手やコミュニケーションに困難が生じる方について、障害特性に応じてICT等を活用し、情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

また、感染症予防の対策も含め、オンラインによる相談やコミュニケーションの向上に取り組んでいく必要もあります。

番号	施策	施策説明	担当課
77	広報活動の充実	「広報川越」及び「声の広報川越」「点字広報川越」等を通じて、障害のある人に配慮した市政情報等の提供に努めます。	広報室
78	視覚障害者への行政情報サービスの充実	行政情報の円滑な提供を図るため、情報サービスの提供方法及び機器等の充実を図ります。	障害者福祉課
79	行政情報の充実	障害者のしおりや施設パンフレット等、行政情報や福祉サービスに関する情報について、インターネット等の活用の周知方法を含めて充実させることにより、障害のある人の特性に応じた情報提供の充実を図ります。また、ホームページから、各種申請書をダウンロードできるよう努めます。	障害者福祉課
80	市ホームページにおけるウェブアクセシビリティの向上	市ホームページについて、障害者や高齢者を含む誰もが利用しやすくなるよう、ウェブアクセシビリティの向上に努めます。	広報室

### 主要課題 5 - 3 外出や移動の支援

現在の生活で困っていることとして、「外出がしにくい」が上位を占めています。

外出について、比較的若年層は外出の頻度は高くなっていますが、高齢になるほど外出する機会は減っています。外出が困難な障害のある人の移動を支援し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、移動の支援などを行う必要があります。

外出の際に困ることとしては、道路や建物、バス、障害者トイレや駐車スペースの少なさ等のバリアフリーに関することから、周囲の視線が気になる、困った時に助けを得られないなど様々なものがあげられています。

すべての市民が社会参加や快適で安心して日常生活を営める環境を整備するため、道路や公共施設など生活環境のバリアフリー化、障害のある人への理解に関する啓発を行い、福祉のまちづくりを推進する必要があります。

番号	施策	施策説明	担当課
81	移動支援事業の充実	障害のある人の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を充実します。	障害者福祉課
		<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>利用者数 現状値（令和元年度末）：235人 目標値（令和5年度末）：350人</td> </tr> </table>	
指標	利用者数 現状値（令和元年度末）：235人 目標値（令和5年度末）：350人		
82	生活サポート事業の充実	障害のある人に送迎サービスや外出支援等を行う団体に対し、補助を行います。	障害者福祉課
83	行動援護、同行援護の充実	自己判断能力が制限されている人や重度の視覚障害者が行動するときの必要な支援、外出支援を提供する行動援護、同行援護の充実を図ります。	障害者福祉課
84	福祉タクシー等移動手段の充実	障害のある人の移動手段のために、福祉タクシー及びガソリン購入費の助成制度の充実を図ります。	障害者福祉課
85	自動車運転免許取得費・改造費の助成	自動車運転免許取得費、改造費の助成制度の充実を図ります。	障害者福祉課
86	盲人ガイドヘルパー事業の充実	視覚障害者の社会参加を促進するため、盲人ガイドヘルパー事業の充実を図ります。	障害者福祉課
87	全身性障害者介護人派遣事業の充実	自立生活をめざす重度の全身性障害者に対し、外出援助等を行う全身性障害者介護人派遣事業の充実を図ります。	障害者福祉課

番号	施策	施策説明	担当課
88	福祉バスの貸し出し	障害者団体にバスを貸し出すことにより、障害のある人の社会参加を促進します。	障害者福祉課
89	福祉車両の貸し出し	障害のある人の社会参加を促進するため、福祉車両の貸出を行います。	社会福祉協議会
		指標 貸出件数 現状値（令和元年度末）：17件 目標値（令和5年度末）：25件	
90	福祉有償運送の充実	障害のある人に対する移送サービスを確保するため、入間東福祉有償運送運営協議会を通じて、非営利法人等が行う福祉有償運送事業者を支援します。	障害者福祉課
91	歩道の段差解消 【施策名修正】	障害のある人が安全に通行や移動ができるよう、沿道の出入り等により生じた歩道の段差を解消します。	道路環境整備課
92	路上放置物等の撤去・啓発・指導の推進	安全な通行を確保するため、路上などにある放置物等の撤去・啓発・指導を行い、障害のある人が利用しやすい交通環境の整備を進めます。	道路環境整備課 防犯・交通安全課
93	バスの整備促進	障害のある人が安心して利用できるバスとするため、車両のバリアフリー化を促進します。	交通政策課
94	デマンド型交通の運行 【新規】	障害のある人を含め、交通空白地域における市民の移動を支援し、地域の利便性を向上させるため、デマンド型交通の運行を実施します。	交通政策課
95	駅施設の整備促進	障害のある人が安心して利用できる駅とするため、駅施設のバリアフリー化を促進します。	交通政策課

## 基本目標 6 住みよい福祉のまちづくり

障害のある人が社会参加するために、総合的なバリアフリー化を促進し、差別や偏見のないまちづくりを目指した環境整備を推進する必要があります。

そのために、川越市都市計画マスタープランと連携し、障害のある人や高齢者等が快適で安心して日常生活を営めるよう、歩道のバリアフリー化や歩行者と車両の分離等、ユニバーサルデザインの理念を持ったまちづくりを進めます。

さらに、川越市立地適正化計画とも連携し、公共交通の充実による障害のある人も出歩きやすいまちを目指します。

また、障害のある人が地域社会の中で安心して生活するためには、住宅の改善・整備が必要です。

住宅は日常生活の基盤を形成するものですが、障害のある人を取りまく住宅事情はまだ十分とは言えません。特に今後、当事者や介助者の高齢化、精神障害者の地域移行、ひとり暮らしを希望する人などが増加していくこととともない、本人やその家族の生活スタイルに応じた多様な住まいを充実させることが必要です。

さらに、暮らしを支援する施設の整備として国の提唱する「地域生活支援拠点」の整備があり、地域において求められる支援について、十分に検討していく必要があります。

障害のある人が安心して地域で生活していくためには、防犯や防災の対策も積極的に展開していく必要があります。特に、障害のある人を含む、自力では避難することが困難な人の円滑な避難支援や安否確認の実施には、地域住民、自治会、自主防災組織など、地域の幅広い協力が不可欠です。避難行動に支援が必要な人の災害時の安全を確保するため、多くの人の参加を促すとともに、障害に配慮した情報伝達手法についての検討や、避難所での障害への配慮を充実していく必要があります。

### 【主要課題】

- |                 |
|-----------------|
| 6 - 1 生活環境の整備   |
| 6 - 2 防犯対策の推進   |
| 6 - 3 防災対策の推進   |
| 6 - 4 相互援助活動の促進 |



## 主要課題6-1 生活環境の整備

今後の暮らし方では、現在と同じように暮らしたいという回答が多くなっており、障害のある人が、住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、それぞれの障害に対応した住宅は必要不可欠なものとなるので、住環境を含めた生活環境の整備が必要です。

また、当事者と家族の高齢化、それによる「親亡き後」の不安が高まっていることから、住まいを含めた生活全般を包括的に支援する体制を強化する必要があります。

外出の際に困ることとしては、「道路や建物、駅に階段や段差が多い」、「バスや電車の乗り降りが困難」、「障害者用の駐車スペースが少ない」という回答が多くなっており、市内のバリアフリー化を推進する必要があります。

番号	施策	施策説明	担当課
96	市営住宅の整備	障害のある人に配慮した市営住宅の整備を推進します。	建築住宅課
97	住宅改造費助成の利用促進	重度身体障害者居宅改善整備費補助制度等の住宅改造費の利用促進に努めます。	障害者福祉課
98	グループホームの充実	地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、バリアフリー化に対応したグループホーム及び重度の障害者が利用できるグループホームの促進に努めます。また、市営住宅の空き室活用の検討を行います。	障害者福祉課
		<b>指標</b> グループホーム定員数 現状値（令和元年度末）：201人 目標値（令和5年度末）：201人（※修正予定）	
99	地域生活支援拠点等の推進 【施策名修正】	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のため、地域生活支援拠点等の検証及び検討により取り組みを推進します。	障害者福祉課
		<b>指標</b> 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数 現状値（令和元年度末）：－ 目標値（令和5年度末）：1回	

番号	施策	施策説明	担当課
100	公共建築物等の整備	既存の公共施設については、障害のある人が利用しやすいよう改善に努めます。また、福祉施設及び公共施設を建築するときや、学校、病院、ホテル、物販店、飲食店その他不特定多数の人が利用する建築物の建築の際も「埼玉県福祉のまちづくり条例」によるバリアフリー化を推進し、障害のある人の住みよい環境づくりに努めます。	建築指導課 障害者福祉課
101	公園施設の整備	障害のある人が安全で快適な公園の利用ができるよう「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、公園施設の整備に努めます。	公園整備課
102	歩道の段差解消 【番号 91 再掲】	障害のある人が安全に通行や移動ができるよう、沿道の出入り等により生じた歩道の段差を解消します。	道路環境整備課
103	まちづくりにおける ユニバーサルデザインの 推進	景観計画区域内における届出ガイドラインやホームページの中で、建築計画やまちづくりの際の配慮事項の一つとしてユニバーサルデザインを紹介し、普及啓発に努めます。	都市景観課
104	路上放置物等の 撤去・啓発・指導の推進 【番号 92 再掲】	安全な通行を確保するため、路上などにある放置物等の撤去・啓発・指導を行い、障害のある人が利用しやすい交通環境の整備を進めます。	道路環境整備課 防犯・交通安全課
105	バスの整備促進 【番号 93 再掲】	障害のある人が安心して利用できるバスとするため、車両のバリアフリー化を促進します。	交通政策課
106	デマンド型交通の運行 【番号 94 再掲】	障害のある人を含め、交通空白地域における市民の移動を支援し、地域の利便性を向上させるため、デマンド型交通の運行を実施します。	交通政策課
107	駅施設の整備促進 【番号 95 再掲】	障害のある人が安心して利用できる駅とするため、駅施設のバリアフリー化を促進します。	交通政策課

## 主要課題6-2 防犯対策の推進

ひとりで暮らしているという方は身体障害者で18%、精神障害者では21.6%となっています。ひとり暮らしや日中独居の障害のある人などの防犯と安全確保のため、関係機関及び地域組織と連携し、防犯体制や緊急時の連絡通報システムづくりを行うことが必要です。

番号	施策	施策説明	担当課
108	緊急通報システムの促進	ひとり暮らしの重度身体障害者の緊急時における安全を確保するため、緊急通報システムの普及を促進します。	障害者福祉課
109	交通安全の呼びかけ	不慮の事故による障害発生を防止するため、交通事故防止に関する啓発を促進します。	防犯・交通安全課
110	地域における防犯推進体制の整備	防犯に配慮したまちづくりの研究に努めるとともに、自治会長等の各種団体を中心に「地域の安全は地域で守る」という意識にたち、防犯推進体制の整備に努めます。	防犯・交通安全課
		指標 自主防犯パトロール活動の団体数 (当該年度の月1回以上活動している自治会・PTA等の団体数) 現状値(令和元年度末): 338団体 目標値(令和5年度末): 338団体	
111	犯罪情報・防犯情報の収集と提供	警察等関係機関との緊密な連携のもと、犯罪情報や防犯等に関する情報を収集し、効果的な情報提供に努めます。	防犯・交通安全課
		指標 メール配信サービスの登録件数 (当該年度末日現在の小江戸川越防犯のまちづくり情報メール配信サービスの登録者数) 現状値(令和元年度末): 8,741件 目標値(令和5年度末): 10,000件	
112	消費生活トラブルに関する相談の充実	契約に関わる被害の未然防止につながる情報提供の充実と消費生活相談を行い、日常生活における損害を防ぎます。また、福祉相談窓口との連携により、消費生活トラブルの早期発見・早期対応に努めます。	広聴課

### 主要課題 6 - 3 防災対策の推進

住まい周辺の避難場所については、身体・知的・精神障害者では「知っている」が4割程度となっていることから、障害のある人に対する避難場所の周知が必要となります。

災害時に必要な支援・援助については、身体障害者、精神障害者が「投薬や治療」、知的障害者が「避難時の手助け」という回答が多くなっており、「設備（トイレ等）の充実」という回答は共通して高くなっています。障害に配慮した情報伝達、避難誘導體制の整備、福祉避難所の充実、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充に努める必要があります。

番号	施策	施策説明	担当課
113	防災意識の啓発	防災広報、防災訓練の機会を通じて、防災知識の普及・啓発に努めます。また、ハザードマップや各種パンフレットを作成して、防災意識の啓発を図ります。	防災危機管理室
114	防災計画の推進	障害のある人を含め、川越市の防災対策が適切なものとなるよう、国及び県の防災計画の改定状況を注視し、必要に応じて川越市地域防災計画の見直しを図るとともに、必要となる災害用備蓄品の拡充等について推進します。	防災危機管理室
115	自主防災組織の育成指導	住民による自主的な防災活動を促進し、地域の災害対応力を高めるため自主防災組織や防災に関するボランティアの育成を図り、障害のある人の避難や救助、情報連絡体制の確立を図ります。自主防災組織の組織率の向上を図ります。	防災危機管理室
		<b>指標</b> 自主防災組織の結成率 現状値（令和元年度末）：79.7% 目標値（令和5年度末）：88%	
116	施設における防災体制づくりの推進	必要に応じて障害者施設における災害時の避難計画策定に関し助言を行うなど、施設における防災体制づくりを推進します。	防災危機管理室 障害者福祉課

番号	施策	施策説明	担当課
117	避難行動要支援者避難支援 全体計画の推進	災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人（避難行動要支援者）の情報を地域の支援者等（自治会、民生委員児童委員）に提供し、避難行動要支援者が必要な支援を受けられる体制を推進します。	防災危機管理室
		指標	
118	防災情報メール配信 サービスの推進	聴覚障害者や防災行政無線を聞き取りにくい方のために、より確実に災害情報を提供できるようにするため、メール配信サービスを充実します。	防災危機管理室
		指標	
119	福祉避難所運営体制の整備 【施策名修正】	福祉避難所に円滑な避難ができるよう福祉避難所運営体制の整備を図ります。	防災危機管理室
		指標	

## 主要課題 6 - 4 相互援助活動の促進

生活についての困り事は、外出時の問題や医療の問題等、普段の生活について多岐に渡ります。誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていける地域共生社会を目指す中で、地域住民やボランティア団体、行政が連携し、制度による公的サービスの提供（利用）だけでなく、ボランティア活動など住民参加による地域福祉活動の振興を図り、みんなで支えあう地域づくりを進める必要があります。

番号	施策	施策説明	担当課
120	地区別福祉プランの充実	地区で抱える福祉課題を解決するための具体的な方法や目標を定める地区別福祉プランを、22 地区すべてにおいて推進できるよう支援します。	福祉推進課 社会福祉協議会
121	地域福祉エリアミーティング開催の支援	地区内の各種団体及び関係機関が一堂に会し、地区における福祉に関する問題の把握及びその解決のための地区別福祉懇談会を設置し、当該地区内の相互理解と更なる地区社協の基盤強化を図り、地域福祉の推進を支援します。	社会福祉協議会
122	コミュニティソーシャルワーカー配置事業の充実	地域における福祉課題を改善・解決するための中心的な役割を担い、相談支援や地域づくり等を一体的に行うコミュニティソーシャルワーカーの活動の充実を図ります。	福祉推進課 社会福祉協議会
123	コミュニティソーシャルワーク実践者の養成	生活課題を抱えた障害のある人等を支えるためのシステムは、活動者の確保と併せ、活動において中心的な役割を担う人が必要です。そこで、中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため、専門的な研修等の充実を図ります。	福祉推進課 社会福祉協議会
124	ボランティア活動普及推進事業の充実	障害のある人を援助するボランティア組織の強化及び地域住民による援助体制の確立を支援します。	社会福祉協議会
		<b>指標</b> ボランティア登録者・団体数 現状値（令和元年度末）：個人 636 人、グループ 243 団体 目標値（令和5年度末）：個人 640 人、グループ 250 団体	

番号	施策	施策説明	担当課
125	ボランティアセンターの 充実	ボランティアセンターにおける、ボランティア活動を支援します。	社会福祉協議会
		<b>指標</b> ボランティア調整（マッチング）数 現状値（令和元年度末）：調整人数 13,304 人 目標値（令和5年度末）：調整人数 13,500 人	
126	空家等の活用の促進 【新規】	地域の集いや社会福祉施設などへの空家の活用に向けた民間事業者などとの連携を検討します。	防犯・交通安全課

## 基本目標 7 福祉サービスの充実

障害のある人が、その人らしく生活を送るためには、一人ひとりのニーズに対応した、多様なサービスが用意されるとともに、それらのサービスが必要な人に提供されるように適切な調整が行われる必要があります。

特に近年では、発達障害や高次脳機能障害、難病や医療的ケアの必要な障害児（者）など、専門的かつ多様な障害への支援や、引きこもり、8050 問題などの複合的なニーズを持つ場合も多くなっており、複雑化、多様化するニーズに対応できる包括的な相談支援体制を構築していく必要があります。

障害のある人の自己決定を尊重し、適切なサービスメニューを提供するなど、地域で生活する障害のある人を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要です。

ライフステージに応じた身近な相談支援体制の構築を図るとともに、個々の障害のある人のニーズの把握は、福祉資源・サービスの活用には欠くことができません。日々の相談業務などから障害のある人のニーズを的確に把握し、それぞれの障害特性に対応した各種福祉サービスの充実につなげていきます。

### 【主要課題】

- |                      |
|----------------------|
| 7 - 1 地域生活支援の充実      |
| 7 - 2 日中活動の場の充実      |
| 7 - 3 住まいの場の充実       |
| 7 - 4 相談支援体制の充実      |
| 7 - 5 コミュニケーション環境の充実 |
| 7 - 6 サービスの質の維持・向上   |



## 主要課題7-1 地域生活支援の充実

今後利用したい障害福祉サービスとしては「居宅介護支援（ホームヘルプサービス）」、「短期入所支援（ショートステイ）」の他、「地域相談」や「基本相談支援」という回答が高くなっています。介助や介護する家族等の負担を軽減し、障害のある人と家族が地域で安心して暮らせるよう、各種取り組みを推進する必要があります。

番号	施策	施策説明	担当課
127	障害者手帳取得の促進	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について制度の周知を図り、手帳取得を促進します。特に、高次脳機能障害、発達障害が精神障害者保健福祉手帳の対象となることについて周知を図ります。	障害者福祉課
128	各種手当等の充実	障害のある人及び家族の経済的負担を軽減するため、国・県の動向を勘案しながら、各種手当等の充実を図ります。	障害者福祉課
129	ホームヘルプサービスの充実	家庭を訪問し障害のある人の日常生活を支え、本人や家族の負担を軽減するため、サービス等利用計画に基づいた適切な支援を提供し、ホームヘルプサービスの充実を図ります。	障害者福祉課
130	巡回入浴サービスの充実	家庭での入浴が困難な障害のある人に巡回入浴サービスの充実を図ります。	障害者福祉課
131	短期入所等の充実	重度障害者等に対して一時的に介護が困難な方のために、短期入所や日中一時支援の充実を図ります。また、関係機関へ短期入所整備に係る周知等総合的な支援を行います。	障害者福祉課
		<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>利用者数 現状値（令和元年度末）：128人 目標値（令和5年度末）：133人</td> </tr> </table>	
指標	利用者数 現状値（令和元年度末）：128人 目標値（令和5年度末）：133人		
132	緊急一時保護の推進	保護者又は家族の冠婚葬祭等により、緊急に保護を必要とする障害のある人を保護する緊急一時保護を継続して推進します。	障害者福祉課

番号	施策	施策説明	担当課
133	居宅介護サービスの充実	被保険者となった障害者が利用する居宅介護サービスの充実を図るとともに、福祉サービスを総合的に提供する共生型サービスの推進を図ります。	介護保険課
		<b>指標</b> 居宅介護サービスの利用者数 現状値（令和元年度末）：（未確定） 目標値（令和5年度末）：20,000人	
134	日常生活用具費支給事業の推進	重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具の購入等に係る費用の支給を充実します。	障害者福祉課
		<b>指標</b> 支給決定件数 現状値（令和元年度末）：7,678件 目標値（令和5年度末）：7,678件	
135	補装具費支給事業の推進	身体障害者等の機能障害を補い、日常生活能力の向上を図るため、補装具の購入や修理に係る費用の支給を充実します。	障害者福祉課
		<b>指標</b> 支給件数 現状値（令和元年度末）：786件 目標値（令和5年度末）：786件	
136	福祉機器の相談の充実	障害のある人等へ福祉機器や介護用品等に関する情報提供や相談の充実に努めます。	福祉相談センター 障害者福祉課
137	重度障害者に対応する事業所への支援の促進 【施策名修正】	地域で暮らす重度障害者または重度重複障害者に対し適切な支援を提供するため、レスパイトケアを実施することが可能な施設の拡充、日中活動を支援する障害福祉サービス事業所の拡充、医療的ケアの専門的知識を有するコーディネーターの養成等、総合的な支援の実施方法について検討を行います。	障害者福祉課 障害者総合相談支援センター
		<b>指標</b> 市内のレスパイトケア実施可能な短期入所の施設数 現状値（令和元年度末）：1施設 目標値（令和5年度末）：10施設	
138	福祉施設の連絡調整会議の支援	地域福祉を促進するため川越市障害者福祉施設連絡協議会を支援します。	障害者福祉課

## 主要課題7-2 日中活動の場の充実

障害者等が、その人らしい生活を送るためには、地域の中の様々な場面に参加していくことが重要であり、今後も、各施設等の充実を図り、障害のある人の日中活動を支援していくことが必要です。

また、今後は医療的ケアの必要な方や重度の障害のある方などにも対応できる事業所を増やしていく必要があります。

番号	施策	施策説明	担当課
139	短期入所等の充実 【番号 131 再掲】	重度障害者等に対して一時的に介護が困難な方のために、短期入所や日中一時支援の充実を図ります。また、関係機関へ短期入所整備に係る周知等総合的な支援を行います。	障害者福祉課
		<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>利用者数 現状値（令和元年度末）：128人 目標値（令和5年度末）：133人</td> </tr> </table>	
指標	利用者数 現状値（令和元年度末）：128人 目標値（令和5年度末）：133人		
140	通所サービス等の充実	生活介護、自立訓練、就労支援等の障害福祉サービスを提供する事業所や地域活動支援センターなど日中における機能訓練などの活動の場を充実します。そのために事業者へ必要な情報提供等総合的な支援をします。	障害者福祉課
		<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>利用者数 現状値（令和元年度末）：1,431人 目標値（令和5年度末）：1,529人</td> </tr> </table>	
指標	利用者数 現状値（令和元年度末）：1,431人 目標値（令和5年度末）：1,529人		
141	みよしの支援センター・ 職業センターの充実	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための必要な訓練を行い、公設の就労継続支援事業所として、整備充実を図ります。	みよしの支援 センター 職業センター
142	民間福祉施設の整備	障害がある人の生活の場や日中活動の場を確保し、障害福祉サービスを充実させるため、社会福祉法人等が設置する施設の整備費用を一部補助し、各種障害者施設等の整備を促進します。	障害者福祉課

### 主要課題7-3 住まいの場の充実

今後、市で充実してほしいサービスでは、「入所施設の整備（障害者支援施設）」、「地域で生活できる住宅の整備（グループホーム、生活ホーム等）」という回答は、特に知的障害者でのニーズが高くなっています。障害のある人が地域で安心して生活できる環境の整備を行う必要があります。

また、当事者と家族の高齢化、それによる「親亡き後」の不安が高まっていることから、住まいを含めた生活全般を包括的に支援する体制を強化する必要があります。

番号	施策	施策説明	担当課
143	市営住宅の整備 【番号 96 再掲】	障害のある人に配慮した市営住宅の整備を推進します。	建築住宅課
144	グループホームの充実 【番号 98 再掲】	地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、バリアフリー化に対応したグループホーム及び重度の障害者が利用できるグループホームの促進に努めます。また、市営住宅の空き室活用の検討を行います。	障害者福祉課
		指標	
145	障害者支援施設の整備	既存障害者支援施設の整備を支援するとともに、新規整備については、施設の必要性を考慮し、国及び埼玉県と協議を行いながら検討を進めます。	障害者福祉課
		指標	

## 主要課題 7-4 相談支援体制の充実

悩みや困ったことを相談する相手は、「家族等の同居人」、「病院、医師、看護師等」が多く、知的障害者では「施設や作業所の職員」という回答も多くなっています。

障害のある人やその家族は、日常生活や今後のことについて、多くの不安を抱え生活しています。その不安を軽減していくため、一人ひとりの悩みや不安について話を聞き、その人にあった支援について相談できる体制を充実していくことが重要です。

障害のある人に対してワンストップであらゆる相談を行う総合相談支援センターなどによる総合的・専門的な相談支援をはじめ、障害のある人やその家族によるピアサポート事業の促進など、多様な相談支援体制の充実を図ります。

番号	施策	施策説明	担当課
146	計画相談・地域相談支援の充実	サービス等利用計画及びモニタリングによる計画相談支援の充実並びに障害のある人の地域への移行及び定着を支援する地域相談支援の推進を図ります。	障害者福祉課 障害者総合相談支援センター
		指標 相談支援専門員数（常勤換算） 現状値（令和元年度末）：40.2人 目標値（令和5年度末）：50人	
147	相談支援事業の充実	障害者総合相談支援センターの適切な運営により、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、総合的かつ専門的な相談支援及び就労支援の実施、地域の相談支援体制の強化、地域の相談機関との連携強化、地域の相談支援事業所への助言や人材育成等の取組みを総合的に推進します。	障害者福祉課 障害者総合相談支援センター
148	自立支援協議会の充実	川越市地域自立支援協議会において、地域における相談支援事業の適切な運営や地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、協議・調整を行うとともに地域の関係機関によるネットワークの構築を図ります。	障害者福祉課 障害者総合相談支援センター
149	障害者相談員の充実	地域の気軽な相談窓口として、身体障害者相談員、知的障害者相談員による相談体制の充実を図ります。	障害者福祉課

番号	施策	施策説明	担当課
150	発達障害児（者）の 地域支援体制の整備 【番号 42 再掲】	発達障害児（者）のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため障害者総合相談支援センターを中心に支援機関の連携による支援体制の整備を推進します。また、支援ツールであるサポート手帳の普及促進に引き続き努めます。	障害者福祉課 障害者総合相談 支援センター
151	高次脳機能障害の地域支援 体制の整備	高次脳機能障害により日常生活及び社会生活への適応に困難を生じている人が、医療と福祉の一体的な支援を受けられるよう、高次脳機能障害支援センターを含む関係機関との連携を推進しネットワークの構築による支援体制の整備に努めます。	障害者福祉課
152	障害者総合相談支援センターの 充実 【施策修正】	障害者相談支援の拠点として、生活相談、就労相談、基幹相談を一体的に実施し、ワンストップで総合的な支援を行います。	障害者総合相談 支援センター

## 主要課題7-5 コミュニケーション環境の充実

コミュニケーション支援は障害のある人が生活する上で非常に重要となるので、手話通訳、要約筆記等のコミュニケーション手段の充実が求められます。

「川越市手話言語条例」に基づき、手話の普及啓発等を推進するほか、特に聴覚障害や視覚障害等により、情報の取得や伝達に困難が生じる方について、手話通訳者の養成及び派遣の推進、ICT等の活用などによりコミュニケーション手段の充実を図る必要があります。

番号	施策	施策説明	担当課
153	手話講習会の充実	初心者や手話通訳者養成等まで、それぞれのレベルに応じた多様なコースを開催し、手話や聴覚障害者に関する市民への啓発、手話通訳者の養成の充実を図ります。	障害者福祉課
154	登録手話通訳者の充実	登録手話通訳者の認定試験受験者に対し、受験前のスキルアップ研修や試験後のフォローアップ研修を実施し、認定試験合格者の増員を図り、登録手話通訳者の充実に努めます。	障害者福祉課
		<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>登録手話通訳者の人数 現状値（令和元年度末）：18人 目標値（令和5年度末）：21人</td> </tr> </table>	
指標	登録手話通訳者の人数 現状値（令和元年度末）：18人 目標値（令和5年度末）：21人		
155	手話通訳者派遣事業の充実	聴覚障害者の社会参加の支援及び生活の基盤を支えるための手話通訳者派遣事業の充実に努めます。また、外出先での緊急事態に対応できるよう電子媒体の活用を推進します。	障害者福祉課
		<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>手話通訳者派遣件数 現状値（平成28年度末）：794件 目標値（平成32年度末）：1,000件</td> </tr> </table>	
指標	手話通訳者派遣件数 現状値（平成28年度末）：794件 目標値（平成32年度末）：1,000件		
156	手話を使用しやすい環境の整備 【施策名変更】	手話通訳の資格を有する職員の配置やICT等の活用により、庁内のバリアフリーを推進し、手話を使用しやすい環境の整備を図ります。	障害者福祉課
157	点訳講習会の充実	点訳講習会を開催し、点訳奉仕員を養成し、視覚障害者のコミュニケーション手段の確保と充実を図ります。	社会福祉協議会
		<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>点字講座に参加した実人数 現状値（令和元年度末）：17人 目標値（令和5年度末）：20人</td> </tr> </table>	
指標	点字講座に参加した実人数 現状値（令和元年度末）：17人 目標値（令和5年度末）：20人		

番号	施策	施策説明	担当課
158	要約筆記講習会の充実	要約筆記講習会を開催し、要約筆記者を養成します。また、中途失聴者・難聴者のコミュニケーション支援を図ります。	障害者福祉課
		講習会修了者数 指標 現状値（令和元年度末）：2人 目標値（令和5年度末）：5人	



## 主要課題7-6 サービスの質の維持・向上

障害の多様化、重度化、高齢化など、求められる支援の質や内容も高度化しています。一人ひとりのニーズに的確に対応できるサービスを提供していくためには、サービスの質の向上が必要です。

サービスを受ける中で問題が生じた場合などは、当事者以外の第三者の立場から適切に対応してもらうことも必要です。このような場合に備え、苦情解決の仕組みの周知に努めます。

番号	施策	施策説明	担当課
159	福祉サービス第三者評価制度の周知	サービス事業者が第三者の目で一定の基準に基づいた評価を受けられるよう、埼玉県が行っている第三者評価制度を周知します。	障害者福祉課
160	障害福祉サービス等の質の確保【新規】	障害福祉サービス事業者等に対して指導を行い、障害福祉サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ります。	指導監査課
		<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>指導実施率 現状値（令和元年度末）：72.16% 目標値（令和5年度末）：100%</td> </tr> </table>	
指標	指導実施率 現状値（令和元年度末）：72.16% 目標値（令和5年度末）：100%		

## **第5章 作成予定**

## 第6章 作成予定

**資料編 作成予定**